

租税特別措置等に係る政策評価

1. 租税特別措置等に係る政策評価の概要について

租税特別措置等に係る政策評価は、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」に基づき実施するものであり、租税特別措置等の透明化を図るとともに、国民への説明責任を果たすために実施するものである。

具体的には、法人税、法人住民税及び法人事業税に係る租税特別措置等に関して、新設又は拡充・延長要望を行う際に事前評価を実施するとともに、それらの租税特別措置等について、期限に定めのないもの等を対象として3～5年を目安に事後評価を実施している。

(評価の観点、分析手法)

評価にあたっては、租税特別措置等の必要性等(政策目的及びその根拠、達成目標及びその実現による寄与等)、有効性等(適用数、適用額、減収額、効果及び税収減を是認する理由等)、相当性(租税特別措置等によるべき妥当性等、他の支援措置や義務付け等との役割分担等)等の観点等から総合的に評価する。

2. 今回の評価結果等について

国土交通省政策評価基本計画(令和6年3月28日策定)及び令和6年度国土交通省事後評価実施計画(令和6年6月27日変更)に基づき、令和7年度税制改正要望にあたって、7件の事前評価を実施するとともに、1件の事後評価を実施した。評価を実施した租税特別措置等の一覧は別添1、個別の評価結果は別添2のとおりである。

以上

評価を実施した租税特別措置等の一覧

事前評価

ページ

(国土政策局)

- | | | |
|---|----------------------------------|----|
| 1 | 半島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度の延長 | 1 |
| 2 | 離島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度の延長 | 13 |

(都市局)

- | | | |
|---|--|----|
| 3 | 2027年国際園芸博覧会の円滑な開催に向けた所要の措置 | 22 |
| 4 | 脱炭素都市再生整備事業を促進するための民間都市開発推進機構の金融支援業務に係る特例措置の拡充 | 26 |
| 5 | 関西文化学術研究都市建設促進法に基づいて整備される文化学術研究施設に係る特別償却制度の延長 | 30 |

(住宅局)

- | | | |
|---|---|----|
| 6 | 老朽化マンションの再生等の円滑化のための組合による事業施行に係る特例措置の創設 | 36 |
| 7 | 住宅ローン減税（住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除） | 48 |

事後評価

(航空局)

- | | | |
|---|------------------------|----|
| 1 | 関西国際空港土地保有会社の用地整備準備金制度 | 55 |
|---|------------------------|----|

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		半島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度の延長
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	法人税:義(国税7) 法人住民税:義、法人事業税:義(自動連動)
		② 上記以外の税目	所得税:外
3	要望区分等の別		【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容		《現行制度の概要》 半島振興対策実施地域として指定された地域のうち、半島振興法第9条の2第1項及び第9項の規定に基づき、市町村が産業振興促進計画を作成し、主務大臣(国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣)が認定した地域(過疎地域持続的発展市町村計画の産業振興促進事項に定めた区域を除く)における、法人又は個人事業主に適用される、製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等に係る割増償却を認めるもの。 割増償却期間:5年間 償却限度額:機械・装置 普通償却額の 32% 建物・附属設備、構築物 普通償却限度額の 48% 《要望の内容》 本租税特別措置の適用期限を、令和8年度末まで2年間延長する。 《関係条項》 ・半島振興法 第9条の2、第16条 ・租税特別措置法 第12条第4項柱書及び表第2号、第45条第3項柱書及び表第2号 ・租税特別措置法施行令 第6条の3第14項第2号、第15項第2号、第20項、第21項、第24項、 第28条の9第15項第2号、第16項第2号、第21項、第22項、第25項
5	担当部局		国土交通省国土政策局地域振興課半島振興室
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期:令和6年8月 分析対象期間:令和3年度～令和8年度
7	創設年度及び改正経緯		昭和61年度 創設(機械等 16/100 建物等 8/100 1,700万円超) 昭和63年度 適用期限の2年延長 平成2年度 適用期限の2年延長 平成4年度 適用期間の2年延長(1,900万円超) 平成6年度 適用期間の1年延長 (機械等 14/100 建物等 7/100 2,100万円超) 平成7年度 適用期限の2年延長 平成9年度 適用期限の2年延長(2,300万円超) 平成10年度 特別償却率引下げ(機械等 14/100→13/100)

			平成 11 年度 適用期限の2年延長(機械等 12/100 建物等 6/100) 平成 13 年度 適用期限の2年延長(機械等 12/100→11/100) 平成 15 年度 適用期限の2年延長(2,500 万円超) 平成 17 年度 適用期限の2年延長(機械等 11/100→10/100) 旅館業の追加(半島振興対策実施地域のうち過疎地域に類する地区:建物等 7/100) 平成 19 年度 適用期限の2年延長 (旅館業:建物等 7/100→6/100 2,000 万円超) 平成 21 年度 適用期間の2年延長 平成 23 年度 適用期限の2年延長 旅館業を除外、農林水産物等販売業の追加 平成 25 年度 割増償却へ改組 旅館業、情報サービス業等の追加 取得価額要件の引下げ(2,000 万円超→500 万円以上) 平成 27 年度 適用期限の2年延長 平成 29 年度 適用期限の2年延長 令和元年度 適用期限の2年延長 令和3年度 適用期限の2年延長 (対象資産の取得価額が一定の金額以上であることとの要件における取得価額を法人税法等の規定による圧縮記帳の適用後の金額とする) 令和5年度 適用期限の2年延長 (過疎地域の持続的発展のための支援に関する特別措置法に基づく過疎税制適用地区を除外)
8	適用又は延長期間		2年間(令和7年度～令和8年度)
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 半島地域は、三方を海に囲まれ、平地に恵まれず、国土の幹線軸から離れているなどの条件不利性を抱えており、居住や経済活動に制約があること等により人口減少・高齢化が加速している。このため、半島振興法に基づき、半島振興対策実施地域において、生活基盤の整備を行うとともに、製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等の振興を図り、雇用の確保を行い、人口流出の抑制、地域経済の活性化を図る。 《政策目的の根拠》 ○半島振興法(昭和 60 年法律第 63 号)(抄) (目的) 第1条 この法律は、三方を海に囲まれ、平地に恵まれず、水資源が乏しい等国土資源の利用の面における制約から産業基盤及び生活環境の整備等について他の地域に比較して低位にある半島地域(架橋等により本土との陸上交通が確保された島を含む。以下同じ。)について、広域的かつ総合的な対策を実施するために必要な特別の措置を講ずることにより、これらの地域の振興を図り、もつて半島地域の自立的発展及び地域住民の生活の向上並びに国土の均衡ある発展に資することを目的とする。 (税制上の措置) 第 16 条 国は、租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の定めるところにより、半島地域の振興に必要な措置を講ずるものと

			する。 ○経済財政運営と改革の基本方針 2024 第2章5(3)(令和6年6月21日閣議決定) (個性をいかした地域づくりと関係人口の拡大) 個性をいかした地域づくりに向け、沖縄振興・北海道開発と、過疎地域や半島、離島、奄美、小笠原、豪雪地帯等の条件不利地域対策に取り組む。
		② 政策体系における政策目的の位置付け	政策目標：Ⅶ：都市再生・地域再生の推進 施策目標：25：都市再生・地域再生を推進する 業績指標：79：半島地域の総人口における社会増減率に係る過去5ヶ年平均との比
		③ 達成目標及びその実現による寄与	《政策体系における政策目的に係る目標》 雇用の確保を行い、人口流出の抑制、地域経済の活性化を図る(測定指標) 半島地域における社会増減率に係る過去5ヶ年平均との比を毎年度1.00未満とする。(ただし、過去5ヶ年平均が正の値であるときは1.00超) ※ 社会増減率：社会増減(他地域からの転入から他地域への転出数を差し引いたもの)を、期間の期首人口で除したもの。 ※ 半島地域における社会増減率はこれまで負の値であったことから、過去と比べて減少幅が縮小することを目指し、災害や景気動向等の外部要因の影響を減少させるため、過去5ヶ年平均との比較をする。 《租税特別措置により達成しようとする目標》 半島地域における事業者の事業の継続又は拡大を図る(測定指標) 半島地域における事業所数(目標値) 事業所数の今後5年間の増減率が直近5年間の増減率を上回ることを目標とする。 ※ 総務省行政評価局による「租税特別措置等の効果検証手法の検討に関する報告書」(令和6年3月)においては、本特例措置が、「事業の継続又は拡大」や「雇用の維持又は創出」の前提となる、事業者の労働生産性や資本装備率について向上させる効果がある可能性が報告されている。本特例措置により、事業者の労働生産性等が向上し、半島地域における「事業の継続又は拡大」が実現すれば、政策目的に係る目標である雇用の確保・人口流出の抑制・地域経済の活性化にもつながると考えられる。以上を踏まえ、令和3～8年の分析対象期間中、令和7年度以降においては、半島地域における事業者の「事業の継続又は拡大」を図ることを本特例措置により達成しようとする目標として新たに掲げ、その客観的な測定指標として「半島地域における事業所数」を設定することとする。

			《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本特例措置の活用により、製造業、旅館業、農林水産物販売業、情報サービス業等に係る設備投資が促されることで、半島地域における事業者の事業の継続又は拡大が図られ、雇用の維持又は創出が期待される。 加えて、特に、旅館業、農林水産物等販売業に係る設備投資が促されることで、半島地域と地域外との交流促進が期待され、半島地域外から訪れる観光入込客数の増加も見込まれる。 これらを通じ、本事業の政策目的である、半島地域における雇用の確保、人口流出の抑制、地域経済の活性化を図ることにより、定住を促進する。														
10	有効性等	① 適用数	単位: 件 <table><tr><td></td><td>令和 3年度 (実績)</td><td>令和 4年度 (実績)</td><td>令和 5年度 (実績)</td><td>令和 6年度 (見込)</td><td>令和 7年度 (見込)</td><td>令和 8年度 (見込)</td></tr><tr><td>適用数</td><td>107</td><td>87</td><td>88</td><td>73</td><td>70</td><td>65</td></tr></table> ※ 適用件数は関係道府県への調査での確認書をもとに算出。(全域過疎地域該当市町村を除く) ※ 法人税、法人事業税及び法人住民税については同一件数。 ※ 令和3年度及び4年度の適用数は租特透明化法に基づく財務省の「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(第 211 回国会報告、第 213 回国会報告)の値は、同一主体が資産を複数回にわたって購入した場合でも1件として扱われてしまうことなどから、政策の効果をより適切に把握するためには、主体が同一であっても複数回として扱うべきであるため、また、令和5年度より過疎税制適用地区は除外となり、非過疎地域の適用数を把握するため、関係道府県に聞き取った結果の実績値を採用している。 ※ 令和5年度の適用数は租特透明化法に基づく財務省の「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」により報告されていないため、関係道府県に聞き取った結果の実績値を採用。 ※ 令和6年度～令和8年度の適用数は、令和3～5年度の適用数の実績値を元に試算した見込値となる。 ※ 算定根拠については別紙参照。		令和 3年度 (実績)	令和 4年度 (実績)	令和 5年度 (実績)	令和 6年度 (見込)	令和 7年度 (見込)	令和 8年度 (見込)	適用数	107	87	88	73	70	65
	令和 3年度 (実績)	令和 4年度 (実績)	令和 5年度 (実績)	令和 6年度 (見込)	令和 7年度 (見込)	令和 8年度 (見込)											
適用数	107	87	88	73	70	65											
		② 適用額	単位: 百万円 <table><tr><td></td><td>令和 3年度 (実績)</td><td>令和 4年度 (実績)</td><td>令和 5年度 (実績)</td><td>令和 6年度 (見込)</td><td>令和 7年度 (見込)</td><td>令和 8年度 (見込)</td></tr><tr><td>法人税 (法人住民税・ 法人事業税)</td><td>1,487</td><td>1,379</td><td>801</td><td>664</td><td>637</td><td>591</td></tr></table> ※ 適用件数は関係道府県への調査での確認書をもとに算出。(全域過疎地域該当市町村を除く) ※ 令和3年度及び4年度の適用数は租特透明化法に基づく財務省の「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(第 211 回国会報告、第 213 回国会報告)の値は、同一主体が資産を複数回にわたって購入した場合でも1件として扱われてしまうことなどから、政策の効果をより適切に把握するためには、主体が同一であっても複数回として扱うべきであるため、また、令和5年度より過疎税		令和 3年度 (実績)	令和 4年度 (実績)	令和 5年度 (実績)	令和 6年度 (見込)	令和 7年度 (見込)	令和 8年度 (見込)	法人税 (法人住民税・ 法人事業税)	1,487	1,379	801	664	637	591
	令和 3年度 (実績)	令和 4年度 (実績)	令和 5年度 (実績)	令和 6年度 (見込)	令和 7年度 (見込)	令和 8年度 (見込)											
法人税 (法人住民税・ 法人事業税)	1,487	1,379	801	664	637	591											

		制適用地区は除外となり、非過疎地域の適用数を把握するため、関係道府県に聞き取った結果の実績値を採用している。 ※ 令和5年度の適用数は租特透明化法に基づく財務省の「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」により報告されていないため、関係道府県に聞き取った結果の実績値を採用。 ※ 令和6年度～令和8年度の適用額は、令和3～5年度の適用額の実績値を元に試算した見込値となる。 ※ 算定根拠については別紙参照。																												
③	減収額	単位: 百万円 <table><tr><td></td><td>令和 3年度 (実績)</td><td>令和 4年度 (実績)</td><td>令和 5年度 (実績)</td><td>令和 6年度 (見込)</td><td>令和 7年度 (見込)</td><td>令和 8年度 (見込)</td></tr><tr><td>法人税</td><td>345</td><td>320</td><td>186</td><td>154</td><td>148</td><td>137</td></tr><tr><td>法人住民税</td><td>24</td><td>22</td><td>13</td><td>11</td><td>10</td><td>9</td></tr><tr><td>法人事業税</td><td>24</td><td>22</td><td>13</td><td>11</td><td>10</td><td>10</td></tr></table> ※ 適用件数は関係道府県への調査での確認書をもとに算出。(全域過疎地域該当市町村を除く) ※ 令和3年度及び4年度の適用数は租特透明化法に基づく財務省の「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(第 211 回国会報告、第 213 回国会報告)の値は、同一主体が資産を複数回にわたって購入した場合でも1件として扱われてしまうことなどから、政策の効果をより適切に把握するためには、主体が同一であっても複数回として扱うべきであるため、また、令和5年度より過疎税制適用地区は除外となり、非過疎地域の適用数を把握するため、関係道府県に聞き取った結果の実績値を採用している。 ※ 令和5年度の適用数は租特透明化法に基づく財務省の「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」により報告されていないため、関係道府県に聞き取った結果の実績値を採用。 ※ 法人住民税・法人事業税については要望事項ではないが、本租税特別措置に伴う連動分の減収額として算出した。 ※ 令和6年度～令和8年度法人住民税・法人事業税については、令和5年度の適用額の値を元に試算した見込値となる。 ※ 算定根拠については別紙参照。		令和 3年度 (実績)	令和 4年度 (実績)	令和 5年度 (実績)	令和 6年度 (見込)	令和 7年度 (見込)	令和 8年度 (見込)	法人税	345	320	186	154	148	137	法人住民税	24	22	13	11	10	9	法人事業税	24	22	13	11	10	10
	令和 3年度 (実績)	令和 4年度 (実績)	令和 5年度 (実績)	令和 6年度 (見込)	令和 7年度 (見込)	令和 8年度 (見込)																								
法人税	345	320	186	154	148	137																								
法人住民税	24	22	13	11	10	9																								
法人事業税	24	22	13	11	10	10																								
④	効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 【社会増減率】 社会増減率に係る過去5ヶ年平均との比 単位: % <table><tr><td></td><td>令和 3年度 (実績)</td><td>令和 4年度 (実績)</td><td>令和 5年度 (実績)</td><td>令和 6年度 (見込)</td><td>令和 7年度 (見込)</td><td>令和 8年度 (見込)</td></tr><tr><td>増減率</td><td>0.76</td><td>0.84</td><td>1.02</td><td>1.05</td><td>1.10</td><td>1.10</td></tr></table> ※ 算定根拠については、別紙参照。 ※ 令和3～4年度は目標値(半島地域における社会増減率に係る過去5ヶ年平均との比を毎年度 1.00 未満とする。)を達成している。一方で、令和5年度は目標値が達成できないなどコロナ禍前の社会減の逡増傾向に戻りつつあり、将来にわたる毎年度の目標達成については今後も予断は許されない状況である。		令和 3年度 (実績)	令和 4年度 (実績)	令和 5年度 (実績)	令和 6年度 (見込)	令和 7年度 (見込)	令和 8年度 (見込)	増減率	0.76	0.84	1.02	1.05	1.10	1.10														
	令和 3年度 (実績)	令和 4年度 (実績)	令和 5年度 (実績)	令和 6年度 (見込)	令和 7年度 (見込)	令和 8年度 (見込)																								
増減率	0.76	0.84	1.02	1.05	1.10	1.10																								

			《租税特別措置により達成しようとする目標》 【事業所数】 単位：件 <table border="1"> <tr> <td></td><td>平成 28 年 (実績)</td><td>令和 3 年 (実績)</td><td>令和 8 年 (見込)</td></tr> <tr> <td>件数</td><td>2,624</td><td>2,538</td><td>2,469</td></tr> </table> ※ 算定根拠については、別紙参照。 本特例措置は事業者による設備投資を促進することで半島における事業者の事業継続又は拡大に資するものであることから、半島地域の事業所数の維持・増加(《租税特別措置により達成しようとする目標》)に対して効果がある。例えば、総務省行政評価局による「租税特別措置等の効果検証手法の検討に関する報告書」(令和6年3月)においては、本特例措置が、「事業の継続又は拡大」や「雇用の維持又は創出」の前提となる、事業者の労働生産性や資本装備率について向上させる効果がある可能性が報告されているほか、実際に事業者の事業継続や拡大に効果を発揮している事例が複数見受けられるところ。また、社会増減率(H25-R4)や労働生産性(H24-R3)の比較を市町村単位で行ったところ、過去本特例措置を適用した自治体とそうでない自治体では、適用のある自治体で、社会増減率及び労働生産性伸び率がともに向上していることが確認されている。令和7年度以降は、直近5年間(H28~R3)の事業所数の増減率が今後5年間(R3~R8)の増減率を上回ることを目標値として掲げるとともに、過去の知見を踏まえ、本特例措置を適用した自治体とそうでない自治体の社会増減率や労働生産性伸び率の比較を市町村単位で行い、本特例措置の目標に対する効果を事後的に検証することとする。 また、半島地域における事業所数の維持・拡大を前提として雇用の維持・創出が実現し、ひいては社会減の抑制にもつながると考えられるため、《政策体系における政策目的に係る目標》の達成にも効果が見込まれる。例えば、本特例措置を適用した設備投資に伴い新規雇用を行った事例が複数見受けられるところである。今後も半島地域における良好な雇用機会の維持・創出を通じて、半島地域における就業者を維持することが必要であるため、本特例措置を引き続き実施することは必要である。		平成 28 年 (実績)	令和 3 年 (実績)	令和 8 年 (見込)	件数	2,624	2,538	2,469
	平成 28 年 (実績)	令和 3 年 (実績)	令和 8 年 (見込)								
件数	2,624	2,538	2,469								
		⑤ 税収減を是認する理由等	本特例措置による減収額 212 百万円(令和5年度)に対し、特例措置対象業者においては 27,128 百万円の設備投資が行われ、産業の振興に貢献し、これらに伴う売上増、所得増による税収増も発生していることから、税収減を是認するに足る効果はありと見込まれる。 ※ 設備投資額は、関係道府県に聞き取った結果の実績値								
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	半島振興施策のうち、産業振興の一として民間事業者の事業立ち上げ期の支援を税制特例で行っているところである。 本特例措置は事業者による設備投資を促進しその労働生産性等を向上させることで事業の継続又は拡大に資するものであることから、半島地域の事業所数の維持・増加に対して効果がある。設備投資を行う民間事業者に対し直接に国費を給付することなしに事業の拡大・継続を支援する制度としての租税特別措置は、行政コストの面からも有効								

			な手段であるとする。当措置が他の半島振興施策（道路整備等）と役割分担の上で一体となって効果を発揮しつつあり、税制特例による支援を引き続き講じることが必要である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	半島振興施策に係る予算措置には、半島振興広域連携促進事業（61 百万円（令和6年度当初、国費））がある。 当該事業は、半島地域の自立的発展に向けた地域間交流の促進、産業の振興、定住の促進を図るため、半島地域内の様々な主体が地域資源や特性を活かして実施する取組を道府県がパッケージ化し、一体的・広域的に推進するソフト施策に対する支援を行う事業である。 これに対し、本特例措置は、各種の事業の立ち上げや新規事業の展開に必要な設備投資を促進するものであり、予算措置と支援目的が異なることから、両者の間に代替性はない。 両施策が一体的に運用されることにより、例えば予算事業により新たな農業・漁業産品の商品開発が行われ、販路が新たに設けられた場合、その翌年には税制特例による設備投資が期待できるなど、相乗効果が生まれることが期待される。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	本特例措置により、生活基盤の整備を行うとともに、製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等の振興及び雇用の確保を図ることで、定住人口の減少傾向が改善されることが見込まれるため、地方公共団体が協力する相当性がある。
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和4年8月（R4国交 14）

半島地域における工業用機械等に係る割増償却制度
適用実績・適用見込みについて

別紙

○適用実績（割増償却）

	年度	R 3	R 4	R 5
	産業振興促進計画作成市町村数	54	54	54
	税率（％）	23.2	23.2	23.2
計	適用件数（件）	107	87	88
	適用額（百万円）	1,487	1,379	801
	減収額（百万円）	345	320	186
うち 新規	適用件数（件）	17	5	17
	適用額（百万円）	90	50	109
	減収額（百万円）	21	12	25

※関係道府県に聞き取った結果及び聞き取った結果をもとに算出した値。確認書に基づき集計。

○適用見込み

	年度	R 6	R 7	R 8
	産業振興促進計画作成市町村数	54	54	54
	税率（％）	23.2	23.2	23.2
計	適用件数（件）	73	70	65
	適用年次終了分（件）	29	15	15
	適用額（百万円）	664	637	591
	減収額（百万円）	154	148	137
うち 新規	適用件数（件）	14	12	10
	適用額（百万円）	127	109	91
	減収額（百万円）	29	25	21

※R 6～R 8年度の「適用件数」及び「適用額」は、R 5年度の適用実績について関係道府県に聞き取った結果等をもとに算出した見込値。（全域過疎地域該当市町村を除く）

○適用件数・適用額・減収額算出根拠

【新規】

・ R 6 年度見込み

＜適用件数＞

◎ R 5 年度新規適用件数に過年度の平均（相乗平均）増減率を乗じて算出

$$\{ 17 \times (-11.9 \div 100 + 1) \} \div 14$$

$$\{ R 5 \text{ 年度新規適用件数} \times (R 1 \text{ 年度から} R 5 \text{ 年度の新規適用件数の平均増減率} (\%) \div 100 + 1) \}$$

◎ R 1 年度から R 5 年度の新規適用件数の平均増減率（％）は以下の各年度前年比から算出：-11.90

各年度の増減率に100を加え前年度比としてその総乗に、1を標本数で除した数でべき乗、

さらに100を差し引き平均増減率に変換

R 1 新規適用件数:35（前年度32 → 増減率：9.4(前年度比：109.4)）

R 2 新規適用件数:14（前年度35 → 増減率：-60.0(前年度比：40.0)）

R 3 新規適用件数:17（前年度14 → 増減率：21.4(前年度比：121.4)）

R 4 新規適用件数:5（前年度17 → 増減率：-70.6(前年度比：29.4)）

R 5 新規適用件数:17（前年度5 → 増減率：240.0(前年度比：340.0)）

$$\{ ((9.4+100) \times (-60.0+100) \times (21.4+100) \times (-70.6+100) \times (240.0+100))^{(1/5)} \} - 100$$

（件数は関係道府県に聞き取った結果）

＜適用額＞

◎ R 5 年度適用実績から1件当たりの適用額を算出し、適用件数を乗じて算出

$$1 \text{ 件あたり適用額} : 801 \text{ (百万円)} \div 88 = 9.10 \text{ (百万円)}$$

$$R 6 \text{ 年度適用見込額} 9.10 \text{ (百万円)} \times 14 = 127 \text{ (百万円)}$$

$$1 \text{ 件あたり適用額} : R 5 \text{ 年度適用額 (計)} \div \text{適用件数 (計)}$$

$$R 6 \text{ 年度適用見込額} : 1 \text{ 件あたり適用額 (R 5)} \times R 6 \text{ 年度適用見込件数}$$

＜減収額＞

◎ R 6 年度適用見込額に税率を乗じて算出

$$* \text{ 減収額} : \text{適用額 } 127 \text{ 百万円} \times \text{税率 (23.2\%)} = 29 \text{ 百万円}$$

・ R 7、R 8 年度見込み

＜適用件数・適用額・減収額＞

◎ R 6 年度と同様の算定式で算出する値になると見込む。

【計】

・ R 6 年度～ R 8 年度見込み

＜適用件数＞

◎ 前年度実績（計）と当該年度見込（新規）との和から過年度の適用年次終了件数を引いて算出。

過年度の適用年次終了件数：3 年度適用件数 $\times \{ (100 + \text{平均(相乗平均)増減率} / 100) \}^{\text{残余年数}}$

R 6 適用終了分

$$\rightarrow R 1 \text{ 年度適用} \cdot R 5 \text{ 年度分} : 29 \quad (\text{実績値})$$

R 7 適用終了分

$$\rightarrow R 2 \text{ 年度適用} \cdot R 5 \text{ 年度分} 15 \times \{ (100 + R 2 \sim R 5 \text{ の平均増減率 } 2.3 / 100) \} : 15$$

平均増減率は各年度の増減率に100を加え得た前年度比の総乗に、1を標本数で除した数でべき乗、100を差し引き算出

$$\{ (21.4+100) \times (0.0+100) \times (-11.8+100) \}^{(1/3)} - 100$$

R 8 適用終了分

$$\rightarrow R 3 \text{ 年度適用} \cdot R 5 \text{ 年度分} 16 \times \{ (100 + R 3 \sim R 5 \text{ の平均増減率 } -3.0 / 100) \}^2 : 15$$

平均増減率は各年度の増減率に100を加え得た前年度比の総乗に、1を標本数で除した数でべき乗、100を差し引き算出

$$\{ (-5.9+100) \times (0.0+100) \}^{(1/2)} - 100$$

＜適用額＞

◎ R 5 年度1件当たりの適用額に各年度適用件数を乗じて算出

$$\text{適用見込額} : 1 \text{ 件あたり適用額 (R 5)} \times \text{各年度適用見込件数}$$

＜減収額＞

◎ 適用見込額に税率（23.2％）を乗じて算出

○減収額

年度		R 3	R 4	R 5
法人税				
	法人税適用額（百万円）A	1,487	1,379	801
	法人税減収額（百万円）B	345	320	186
法人住民税				
法人県民税				
	法人税割標準税率（％）C	1.0	1.0	1.0
	適用額（百万円）A×C	1,487	1,379	801
	減収額（百万円）実績	3	3	2
法人市町村民税				
	法人税割標準税率（％）C	6.0	6.0	6.0
	適用額（百万円）A×C	1,487	1,379	801
	減収額（百万円）実績	21	19	11
合計				
	減収額（百万円）	24	22	13
法人事業税				
	標準税率（％）C	7.0	7.0	7.0
	適用額（百万円）A×C	1,487	1,379	801
	減収額（百万円）実績	24	22	13
合計				
	減収額（百万円）	393	364	212

年度		R 6	R 7	R 8
法人税				
	法人税適用額（百万円）A	664	637	591
	法人税減収額（百万円）B	154	148	137
法人住民税				
法人県民税				
	法人税割標準税率（％）C	1.0	1.0	1.0
	適用額（百万円）A	664	637	591
	減収額（百万円）B×C	2	1	1
法人市町村民税				
	法人税割標準税率（％）C	6.0	6.0	6.0
	適用額（百万円）A	664	637	591
	減収額（百万円）B×C	9	9	8
合計				
	減収額（百万円）	11	10	9
法人事業税				
	標準税率（％）C	7.0	7.0	7.0
	適用額（百万円）A	664	637	591
	減収額（百万円）B×C	11	10	10
合計				
	減収額（百万円）	176	168	156

◎ 適用額は法人税適用額と同額を用いた。その上で法人税減収額を基礎として各減収額を計算した。

◎ 減収額 ： 法人税減収額 × 法人税割

（例：令和3年 法人県民税 345 × 1.0 % = 3 （百万円）
法人市町村民税 345 × 6.0 % = 21 （百万円）
法人事業税 345 × 7.0 % = 24 （百万円）

半島地域における工業用機械等に係る割増償却制度
社会増減と税制効果の関係

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
社会増減率(A)	-0.460	-0.468	-0.528	-0.500	-0.505	-0.541	-0.588	-0.488	-0.402	-0.426	-0.503	-0.510	-0.516	-0.522
過去5ヶ年の社会増減率平均値(B)	-0.433	-0.425	-0.445	-0.477	-0.492	-0.492	-0.508	-0.532	-0.524	-0.505	-0.489	-0.481	-0.466	-0.471
政策目標(A)／(B)	1.06	1.10	1.18	1.04	1.02	1.09	1.15	0.91	0.76	0.84	1.02	1.05	1.10	1.10

人口	4,278,339	4,225,331	4,168,379	4,112,364	4,054,448	3,993,865	3,930,038	3,871,165	3,813,443	3,748,516	3,678,913	3,618,947	3,559,596	3,500,507
人口変化率	—	-1.24	-1.35	-1.34	-1.41	-1.49	-1.60	-1.50	-1.49	-1.70	-1.86	-1.63	-1.64	-1.66
社会増減数	-19,780	-20,031	-22,303	-20,822	-20,776	-21,940	-23,482	-19,191	-15,568	-16,247	-18,851	-18,760	-18,673	-18,585

人口：平成25年～令和5年は実績値、令和6年～8年については人口変化率を前年の値に乗じて算出した。
人口変化率：平成25年～令和5年は当年の人口を前年の値で除して得た値、令和6年～8年は、前年までの直近5か年分を相加平均して算出した。
社会増減数：平成25年～令和5年は実績値、令和6年～8年については前年の値に直前5ヶ年の社会増減率平均値(B)を乗じて算出した。
(社会増減率とは、当年の社会増減数に100を乗じ、前年の人口で除して得た値)
※ 出典：総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」

半島地域における工業用機械等に係る割増償却制度
事業所数における税制効果の関係

事業所数	平成28年	令和3年	H28/R3(増減率)	令和8年
製造業	1,580	1,571	-0.6%	1,562
旅館業	443	399	-9.9%	359
情報サービス業等	73	95	30.1%	124
農林水産物等販売業	528	473	-10.4%	424
合計	2,624	2,538	-3.3%	2,469

事業所数の推計値は、直近の増減率に直近の件数を乗じたもの。

※ 出典:経済センサス活動調査

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		離島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度の延長
2	対象税目	① 政策評価の対象税目 ② 上記以外の税目	法人税:義(国税8) 法人住民税:義、法人事業税:義(自動運動) 所得税:外
3	要望区分等の別		【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容		《現行制度の概要》 離島振興対策実施地域として指定された地区のうち、離島振興法に基づき、都道府県が策定する離島振興計画に産業振興促進事項として定められた区域内の地区において、事業者が製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等のために用いる設備を取得等し、供用した場合、割増償却を認めるもの。 割増償却期間:5年間 償却限度額:機械・装置 普通償却限度額の32% 建物・附属設備、構築物 普通償却限度額の48% 《要望の内容》 適用期限を2年間延長し、令和8年度末までとする。 《関係条項》 ・離島振興法第4条、第19条 (所得税)租税特別措置法第12条第4項柱書及び表第3号 租税特別措置法施行令第6条の3第14項第3号、第15項第3号、第22項、第23項及び第24項 租税特別措置法施行規則第5条の13第8項及び第9項 (法人税)租税特別措置法第45条第3項柱書及び表第3号 租税特別措置法施行令第28条の9第15項第3号、第16項第3号、第23項、第24項及び第25項 租税特別措置法施行規則第20条の16第8項及び第9項
5	担当部局		国土交通省国土政策局離島振興課
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期:令和6年8月 分析対象期間:令和3年度～令和8年度
7	創設年度及び改正経緯		平成6年度 創設(製造業のみ) 平成7年度 適用期限の2年延長 平成9年度 適用期限の2年延長 拡充(過疎に類する地区における旅館業を追加) 平成11年度 適用期限の2年延長 平成13年度 適用期限の2年延長 拡充(過疎に類する地区におけるソフトウェア業を追加) 平成15年度 適用期限の2年延長 拡充(農林水産物等販売業を追加) 除外(ソフトウェア業を除外) 平成17年度 適用期限の2年延長

			平成 19 年度 適用期限の2年延長 拡充(取得価格要件を 2,500 万円超から 2,000 万円超に引下げ) 平成 21 年度 適用期限の2年延長 平成 23 年度 適用期限の2年延長 拡充(情報サービス業を追加) 除外(農林水産物等販売業を除外) 平成 25 年度 割増償却への改組 拡充(農林水産物等販売業を追加) 拡充(取得価額用件を 2,000 万円超から 500 万円以上に引下げ(資本規模により異なる)) 拡充(旅館業の適用要件を過疎に類する地区から全離島地区に拡充) 平成 27 年度 適用期限の2年延長 平成 29 年度 適用期限の2年延長 令和元年度 適用期限の2年延長 令和3年度 適用期限の2年延長 (対象資産の取得価額が一定の金額以上であることとの要件における取得価額を法人税法等の規定による圧縮記帳の適用後の金額とする) 令和5年度 適用期限の2年延長 (「過疎地域の持続的発展のための支援に関する特別措置法」に基づく過疎地域における事業用設備に係る割増償却の対象地域を除外)
8	適用又は延長期間		2年間(令和7年度～令和8年度)
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 離島は、我が国の領域、排他的経済水域等の保全、海洋資源の利用、多様な文化の継承、自然環境の保全、自然との触れ合いの場及び機会の提供、食料の安定的な供給等、我が国及び国民の利益の確保及び増進に重要な役割を担っている一方で、四方を海等で囲まれ、本土に比べて人の往来及び生活に必要な物資の輸送等に要する費用が多額となっており、また社会減による人口の流出・減少が長期にわたり継続し、かつ高齢化が進展するなど、他の地域に比して厳しい自然的社会的条件の下にある。 そのため、産業基盤及び生活環境等に関する地域格差を是正するとともに、離島等の地理的及び自然的特性を生かした創意工夫のある自立的発展を図ることにより、離島における人口の著しい減少の防止及び定住の促進を図る。 《政策目的の根拠》 ○離島振興法(昭和 27 年法律第 72 号)第 19 条 租税特別措置法等の定めるところにより、離島振興対策実施地域の振興に必要な税制上の措置その他の措置を講ずるものとする。 ○経済財政運営と改革の基本方針 2024 第2章5(3) (令和6年6月 21 日閣議決定) (個性をいかした地域づくりと関係人口の拡大) 過疎地域や半島、離島、奄美、小笠原、豪雪地帯等の条件不利地域対策に取り組む。 ② 政策体系における政策目的の位置付け 政策目標: X 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備 施策目標: 39 離島等の振興を図る 業績目標: 108 離島地域の総人口	

		③ 達成目標及びその実現による寄与	《政策体系における政策目的に係る目標》 ○離島振興対策実施地域の人口減少傾向を改善する 離島振興対策実施地域の人口 令和4年度:333千人 → 令和8年度:目標値 303千人→令和14年度:目標値 263千人 平成25年度～令和4年度の離島振興対策実施地域の人口減少率に全国の人口傾向を加味して算出した令和14年度末(現在の離島振興法の法期限)の当該地域の人口推計値は263千人である。そのため、人口減少を最小限度に阻止するという観点から、目標値をその値以上とする。 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 ○離島振興対策実施地域における事業者の事業継続又は拡大を図る。 本特例措置の対象である離島振興対策実施地域における事業所数 令和3年度:858件 → 令和8年度目標値:780件以上 事業所数の今後5年間の増減率が直近5年間の増減率(-9.1%)を上回ることを目標とする。 ※ 離島振興法においては「居住する者のない離島の増加及び離島における人口の著しい減少の防止並びに離島における定住の促進」を目的としていることから、これまで本特例措置の目標を「離島振興対策実施地域の人口減少傾向の改善」としてきたところ、昨年度半島税制について実施された「租特の効果検証に係る調査事業」において、同税制が「設備投資額」や「資本装備率(＝有形固定資産／労働力)」の向上に対して効果がある可能性が示唆されており、設備投資の増加により「事業の継続・拡大」に寄与するとともに、「雇用の創出」に繋がり、最終的な施策のインパクトとして、人口流出の抑制が期待されるというロジックモデルが提示された。 半島税制と同様のスキームである離島税制においても、設備投資等に対して同様の効果があると考えられることから、本特例措置の活用により離島地域での投資が促進され、離島における事業の継続・拡大に寄与するという効果を客観的に計測できる指標として、「事業所数」を新たな効果指標として設定した。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本特例措置は、離島の基幹産業であり離島振興において特に重要な業種を対象に設備投資を促進できるよう措置されたものである。本特例措置の積極的な活用を促すことで、地域内外からの投資の活発化により事業者の事業継続又は事業拡大が図られ、離島における就業機会の確保・人口減少傾向の改善に貢献することが見込まれている。														
10	有効性等	① 適用数	○適用件数 (単位:件) <table><tr><td>年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6 (見込)</td><td>R7 (見込)</td><td>R8 (見込)</td></tr><tr><td>適用件数</td><td>32</td><td>31</td><td>27</td><td>16</td><td>14</td><td>10</td></tr></table> (注)1 R3～R5年度は、関係都道府県への調査での確認書をもとに件数を算出。 2 R6～R8年度の適用数は、R元～5年度の適用数の実績値を	年度	R3	R4	R5	R6 (見込)	R7 (見込)	R8 (見込)	適用件数	32	31	27	16	14	10
年度	R3	R4	R5	R6 (見込)	R7 (見込)	R8 (見込)											
適用件数	32	31	27	16	14	10											

		元に試算した見込値となる。 ※算定根拠については別紙参照。 ※法人税、法人事業税及び法人住民税については同一件数。 ※租特透明化法に基づく財務省の「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」における適用件数は、同一主体が資産を複数回にわたって購入した場合でも1件として扱われてしまう。政策の効果をより適切に把握するためには、主体が同一であっても複数件として扱うべきであるため、関係都道県に聞き取った結果の実績値を用いている。																												
②	適用額	○適用額 (単位:百万円) <table><tr><td>年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6 (見込)</td><td>R7 (見込)</td><td>R8 (見込)</td></tr><tr><td>適用額</td><td>57</td><td>46</td><td>38</td><td>14</td><td>12</td><td>13</td></tr></table> (注)1 R3～R5年度は、関係都道県へ行った調査での確認書に記載されている取得価額をもとに算出。 適用額は本確認書に記載された取得価額をもとに普通償却額を算出。なお、計算式は以下のとおり。 当初残存価額 × 償却率 = 普通償却額 普通償却額 × 割増償却率 = 割増償却額 2 R6～8年度の適用額はR元～5年度の適用額の実績値を元に試算した見込み値となる。 ※算定根拠については別紙参照。 ※租特透明化法に基づく財務省の「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」における適用件数は、同一主体が資産を複数回にわたって購入した場合でも1件として扱われてしまう。政策の効果をより適切に把握するためには、主体が同一であっても複数件として扱うべきであるため、関係都道県に聞き取った結果の実績値を用いている。	年度	R3	R4	R5	R6 (見込)	R7 (見込)	R8 (見込)	適用額	57	46	38	14	12	13														
年度	R3	R4	R5	R6 (見込)	R7 (見込)	R8 (見込)																								
適用額	57	46	38	14	12	13																								
③	減収額	○減収額 (単位:百万円) <table><tr><td>年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6 (見込)</td><td>R7 (見込)</td><td>R8 (見込)</td></tr><tr><td>法人税</td><td>13</td><td>11</td><td>9</td><td>2.8</td><td>2.6</td><td>2.6</td></tr><tr><td>法人住民税</td><td>0.9</td><td>0.8</td><td>0.6</td><td>0.2</td><td>0.2</td><td>0.2</td></tr><tr><td>法人事業税</td><td>9</td><td>7</td><td>6</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td></tr></table> (注)1 上記の適用額各年度の法人税率を乗算して算出した。 適用額は確認書に記載された取得価額をもとに普通償却額を算出し、その数値に割増償却率を乗算し、税率を乗算した上で減収額を算出した。なお、計算式は以下のとおり。 当初残存価額 × 償却率 = 普通償却額 普通償却額 × 割増償却率 = 割増償却額 割増償却額 × 税率(各年度の数値) = 減収額 2 計算式は以下のとおり。 適用額 × 法人税率(23.2%) ※算定根拠については別紙参照。 ※法人住民税及び法人事業税は要望事項ではないが、本租税特別措	年度	R3	R4	R5	R6 (見込)	R7 (見込)	R8 (見込)	法人税	13	11	9	2.8	2.6	2.6	法人住民税	0.9	0.8	0.6	0.2	0.2	0.2	法人事業税	9	7	6	2	2	2
年度	R3	R4	R5	R6 (見込)	R7 (見込)	R8 (見込)																								
法人税	13	11	9	2.8	2.6	2.6																								
法人住民税	0.9	0.8	0.6	0.2	0.2	0.2																								
法人事業税	9	7	6	2	2	2																								

		置に伴う連動分の減収額を以下のとおり算出した。なお、県民税率、市町村民税率及び法人事業税率は離島税制を活用した県及び市町村の税率を用いて、計算した。以下は一例。 減収額×1.0%(法人県民税率)＝法人県民税減収額 減収額×6.0%(法人市町村税率)＝法人市町村民税減収額 普通償却額×7.0%(都道府県の法人税率)＝法人事業税 【法人住民税】 減収額＝法人県民税減収額＋法人市町村民税減収額 法人県民税減収額＝法人減収額×県民税率（1.0%） 法人市町村民税減収額＝法人税減収額×市町村民税率(6.0%) 【法人事業税】 減収額＝普通償却額×法人事業税率（7.0%） ※租特透明化法に基づく財務省の「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」における適用件数は、同一主体が資産を複数回にわたって購入した場合でも1件として扱われてしまう。政策の効果をより適切に把握するためには、主体が同一であっても複数件として扱うべきであるため、関係都道県に聞き取った結果の実績値を用いている。																				
④	効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 ○政策目的の達成状況 (離島振興対策実施地域の人口) (単位:千人) <table><tr><td>年</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R8 (見込)</td><td>R14 (見込)</td></tr><tr><td>人口</td><td>340</td><td>333</td><td>325</td><td>303</td><td>263</td></tr></table> (注) 1 R3～R5年は住民基本台帳に基づく住民登録人口。 2 R6～R14年の算定根拠: H25年～R4年の離島振興対策実施地域の人口減少率は0.98%。R4年の人口333千人に、離島地域の人口減少率及びR5～R14年の全国人口減少率0.98%を乗じて算出。 (離島振興対策実施地域における事業所数) <table><tr><td>年度</td><td>H28</td><td>R3</td><td>R8(見込)</td></tr><tr><td>事業所数</td><td>3085</td><td>2847</td><td>2627</td></tr></table> (注) H28及びR3は「経済センサス-活動調査」より、本特例措置の適用対象であった離島振興対策実施地域の事業所数を抜粋したもの(R4まで本特例措置の適用対象であった過疎地域における事業用設備に係る割増償却の対象地域事業所数を含めた数値)。R8はH28からR3の増減率(-7.7%)にR3の数値を乗じて算出。 ○達成目標の実現状況 令和5年度の総人口は325千人であり、現時点では目標値である令和6年度321千人を上回っているが、令和3～5年度の人口減少率は過去10年間よりも高くなっており、同様のペースで人口減少が進んだ場合、令和6年度の目標値を達成できない可能性が高い。この人口減少の加速は、コロナ禍前の社会減の逓増傾向に戻りつつあることが原因と考えられる。令和14年度末の人口を263千人以上とする目標の達成に向け、社会減の一層の抑止が必要であり、就業機会の確保	年	R3	R4	R5	R8 (見込)	R14 (見込)	人口	340	333	325	303	263	年度	H28	R3	R8(見込)	事業所数	3085	2847	2627
年	R3	R4	R5	R8 (見込)	R14 (見込)																	
人口	340	333	325	303	263																	
年度	H28	R3	R8(見込)																			
事業所数	3085	2847	2627																			

			に寄与する本特例措置を引き続き適用することが必要である。 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 本特例措置は事業者による設備投資を促進することで離島における事業者の事業継続又は拡大に資するものであることから、離島地域の事業所数の維持・増加に対して効果が見込まれる。 また、事業所数の維持・増加により新規雇用者の増加及び雇用維持効果が見込まれる。結果として、離島における社会減の抑制につながり、離島地域の総人口の減少抑制に寄与が見込まれる。 実際に本特例措置を活用した、事業者に行った聞き取り調査では、本特例措置の存在が後押しとなって事業拡大を行った結果、当該離島の生産年齢人口の約2割に相当する雇用を生み出した事例も見られており、これは本特例措置がなければ実現しなかった事業拡大である。本特例措置により離島における雇用が創出され人口減の抑止に一定の寄与があったことを都道府県を通じて実施したアンケート調査等によって確認できた。また税制適用があった離島は税制適用がなかった周辺の離島と比べても人口減少率が抑えられている。
		⑤ 税収減を是認する理由等	離島振興対策実施地域は、四方を海等に囲まれ、社会減による人口の流出・減少が長期にわたり継続し、かつ高齢化が急速に進展する等、他の地域に比して厳しい自然的社会的条件の下にある。 こうした状況において、当該制度が対象地域内の離島における中小企業等の設備投資の際に活用されることで、新たな雇用が創出され、産業の振興に貢献し、人口減少の抑制にも寄与しているため、税収減を是認するに足る効果があると見込まれる。
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	離島振興施策の産業振興施策では、民間事業者の事業立ち上げ期の支援を税制特例で行っているところである。 定住促進のために離島における雇用の場を確保するためには、事業者の事業活動の維持・拡大を図り、事業所数を維持・増加させることが必要であり、民間事業者の事業活動の維持・拡大に必要な設備投資を直接に促す施策は当税制の他には存在しない。設備投資を行う民間事業者に対し直接に国費を給付することなしに事業の拡大・継続を支援する制度としての租税特別措置は、行政コストの面からも有効な手段であると考え。当措置が他の離島振興施策と役割分担の上で一体となって効果を発揮しつつあり、税制特例による支援を引き続き講じる必要がある。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	離島振興策の他の支援措置としては、公共事業の一括計上や離島活性化交付金等による支援を行っているが、これらは主に行政に対する支援であり、事業活動のための素地を整備するものである。これら他の支援措置では民間事業者の事業拡大に対する支援は実施しておらず、民間事業者の資金繰りに係る負担を直接的に軽減することで設備投資を促進し、雇用を創出する本特例措置との明確な役割分担がなされている。 また、特例措置の対象は全業種としているものではなく、離島地域の産業を振興し雇用の創出を図ることにより人口の社会減を抑制するため、特に有効と思われる、製造業、旅館業、農林水産物等販売業及び情報サービス業等の4業種に重点化しており、離島の地域特性を踏

			また必要最小限の特例措置である。 なお、本特例措置の対象地域の一部が重複していた過疎法に基づく同様の特例措置について、令和5年度税制改正において本特例措置の対象から過疎税制適用地域を除外することにより、重複を解消したところである。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	本特例措置により、産業基盤及び生活環境等に関する地域格差を是正するとともに、離島等の地理的及び自然的特性を生かした創意工夫のある自立的発展を図ることで、離島における人口の著しい減少の防止及び離島における定住の促進が改善されることが見込まれるため、地方公共団体が協力する相当性がある。
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和4年8月（R4 国交 12）

離島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度
適用実績・適用見込みについて

○適用実績

	年度	R3	R4	R5
	産業の振興に関する計画策定市町村数	108	108	108
	法人税率（％）	23.2	23.2	23.2
新	適用件数（件）	6	4	0
	適用額（百万円）	3	3	0
規	減収額（百万円）	1	1	0
継	適用件数（件）	26	27	27
	適用額（百万円）	54	43	38
続	減収額（百万円）	12	10	9
計	適用件数（件）	32	31	27
	適用額（百万円）	57	46	38
	減収額（百万円）	13	11	9

※「適用件数」及び「適用額」は都道県へ行った調査の確認書に基づき算出した。

※各年度の「減収額」は「適用額」に各年度の法人税率を乗じて算出した。

○適用見込み

	年度	R6	R7	R8
	産業の振興に関する計画策定市町村数	108	108	108
	法人税率（％）	23.2	23.2	23.2
新	適用件数（件）	2	2	2
	適用額（百万円）	4	4	4
規	減収額（百万円）	0.8	0.6	0.6
継	適用件数（件）	14	12	8
	適用額（百万円）	10	8	9
続	減収額（百万円）	2	2	2
計	適用件数（件）	16	14	10
	適用額（百万円）	14	12	13
	減収額（百万円）	2.8	2.6	2.6

※令和6年度の「適用件数」及び「適用額」は都道県へ行った調査の見込みをもとに算出した見込値。それをもとに令和7、8年度の「適用件数」及び「適用額」の見込値を算出した。

○算出根拠

・令和6年度見込み（令和5年度までの関係都道府県調査結果から算出）

＜適用件数＞適用見込件数 16件（R6年度適用見込件数＝新規①＋継続②）

（算出根拠） 【新規適用件数】2件（①）

①令和1年から令和5年の新規投設備投資の平均件数：9件/5年≒2件

【継続適用件数】14件（②）

②当該年度の前年度以前から引き続き適用がある見込件数

＜適用額＞適用見込額 15百万円（R4年度適用見込額＝新規①＋継続②） 見込件数で上がった数値をもとに算出

（算出根拠） 【新規適用見込額】4百万円（①）

①「（業種・設備投資別）令和1年から令和5年の新規投設備投資の平均取得額」＊「耐用年数ごとの償却率」＊「設備投資別の割増償却率」＊「件数」＝適用額

業種	設備投資 種別	平均取得額 （百万円）	償却率	割増償却率	適用額 （百万円）	件数	適用額合計 （百万円）
製造	建物・付属設備	100	0.033	0.48	1.6	0.4	0.7
製造	構築物	75	0.033	0.48	1.2	0.7	0.8
製造	機械・装置	26	0.2	0.32	1.7	0.2	0.4
旅館	建物・付属設備	157	0.033	0.48	2.5	0.2	0.6
旅館	構築物	27	0.033	0.48	0.4	0.2	0.1
旅館	機械・装置	91	0.2	0.32	5.8	0.2	1.3
合計		—	—	—	—	—	4

【継続適用見込額】10百万円（②）

②当該年度の前年度以前から引き続き適用がある見込額

＜減収額＞適用見込額に法人税率（23.2％）を乗じたもの。

＜計＞

当該年度の新規（初年）見込件数（額）と継続（2年目以降）見込件数（額）を合算したもの。

・令和7、8年度見込み

【新規】

＜適用件数＞令和6年度の見込件数並みとした。

＜適用額＞令和6年度の適用見込額並みとした。

＜減収額＞適用見込額に法人税率（23.2％）を乗じたもの。

【継続】

＜適用件数＞当該年度の前年度以前から引き続き適用がある見込件数。

＜適用額＞当該年度の前年度以前から引き続き適用がある見込額。

＜減収額＞適用見込額に法人税率（23.2％）を乗じたもの。

【計】

当該年度の新規（初年）見込件数（額）と継続（2年目以降）見込件数（額）を合算したもの。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		2027 年国際園芸博覧会の円滑な開催に向けた所要の措置
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	法人税:義(国税 11) 法人住民税:義、法人事業税:義(地方税 27)
		② 上記以外の税目	所得税:外、個人住民税:外、事業所税:外、不動産取得税:外、固定資産税:外、都市計画税:外、固有資産等所在市町村交付金:外、自動車税:外、軽自動車税:外
3	要望区分等の別		【新設・拡充・延長】 【単独・ <u>主管</u> ・共管】
4	内容		《現行制度の概要》 — 《要望の内容》 2027 年国際園芸博覧会(以下「国際園芸博」という。)に係る活動に関して課税されないようにするなど、公式の参加者、博覧会協会等による円滑な準備・開催のために国税・地方税に関して必要な措置を講じる。 《関係条項》 —
5	担当部局		国土交通省都市局参事官(国際園芸博覧会担当)付
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期: 令和6年8月 分析対象期間: 令和7年4月1日～令和 11 年3月 31 日
7	創設年度及び改正経緯		—
8	適用又は延長期間		令和7年4月1日～令和 10 年3月 31 日 固定資産税、都市計画税は令和7年4月1日～令和 11 年3月 31 日
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 国際園芸博の開催に際して、公式の参加者等の来日や出展する国内企業、主催者の博覧会協会等が、円滑な準備及び開催を実現できるように体制を整える。 《政策目的の根拠》 令和元年9月 AIPH(国際園芸家協会)総会において、横浜市が最上位である A1 の国際博覧会開催都市として承認された。令和4年、6月に、日本国政府より博覧会国際事務局(以下「BIE」という。)へ認定申請を行い(令和6年 14 日閣議決定)、同年 11 月 BIE 総会において、国際条約に基づく国際博覧会に認定された。 国際園芸博は花や緑との関わりを通じ、自然と共生した持続可能で幸福感が深まる社会の創造に寄与することが期待される重要なプロジェクトである。 ・令和九年に開催される国際園芸博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律(令和4年法律第 15 号)(抄) (趣旨) 第一条 この法律は、令和九年に開催される国際園芸博覧会(以下

			「博覧会」という。)が国家的に重要な意義を有することに鑑み、博覧会の円滑な準備及び運営に資するため、国際園芸博覧会協会の指定等について定めるとともに、国の補助、国有財産の無償使用、寄附金付郵便葉書等の発行の特例等の特別の措置を講ずるものとする。 ・2027年国際園芸博覧会(GREEN×EXPO 2027)の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針(令和5年8月31日2027年国際園芸博覧会関係閣僚会議決定) Ⅱ(9) 政府一体となった取組と関係機関との密接な連携の推進 本博覧会の成功のためには、政府、博覧会協会、神奈川県・横浜市を始めとした地方公共団体、経済界、学界等が一体となって取り組むことが不可欠である。博覧会協会が、本博覧会の実施主体として準備・運営及び実行に責任を持ち、会場へのアクセス等に必要なインフラについては、関係する地方公共団体等が関係機関と連携して整備していく。政府は、博覧会協会への指導・監督や支援を実施するとともに、各府省庁に分掌されている関連施策を一体として確実に実行し、博覧会協会、神奈川県・横浜市を始めとした関係する地方公共団体、経済界、学界等と密接な連携を図り、オールジャパンでの取組を推進するための必要な措置を講ずる。
		② 政策体系における政策目的の位置付け	政策目標Ⅶ 都市再生・地域再生の推進 施策目標 25 都市再生・地域再生を推進する
		③ 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 公式の参加者や博覧会協会等の参加コストに大きな影響を与える税制面について措置を講じることにより、国際的二重課税の発生を防ぎ、公式の参加者間の公平性を担保することで、国際園芸博の円滑な準備及び開催を実現させる。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 国際園芸博の開催に際しては、公式の参加者やそのスタッフ、出展する国内外の企業、主催者の博覧会協会等多くの個人・企業(以下、「園芸博覧会関係者等」という。)の関与・来訪が予想される。園芸博覧会関係者等が我が国の国内源泉所得を有する場合には、所得の性質等により、我が国で法人税等を課税されることがあり得る。その際に、その園芸博覧会関係者等が、当該所得についてその居住地国でも課税を受けることにより、国際的二重課税が発生する可能性がある。 我が国は令和5年7月1日現在で、155 か国・地域との間で租税条約を締結し、国際的二重課税の排除に努めている。しかし、我が国が締結している租税条約は、全ての国・地域を網羅するものではないため、世界中の国・地域からの参加が見込まれる国際園芸博においては、参加国それぞれとの租税条約の有無及び内容によって不均衡が生じる。そのため、園芸博覧会関係者等について、課税の公平性・均一性を確保する観点から、開催地である我が国において特別な対応が求められる。 所要の措置を講じること、園芸博覧会関係者等の公平性を担保し国際園芸博の円滑な準備及び開催が実現できるように体制を整える。

10	有効性等	① 適用数	対象となる各事業の開始時期について、現在、博覧会協会で検討が重ねられており、決定するまでは資金の流れや関係者の来日見込み等が確定せず、現時点では算出することができない。
		② 適用額	対象となる各事業の開始時期について、現在、博覧会協会で検討が重ねられており、決定するまでは資金の流れや関係者の来日見込み等が確定せず、現時点では算出することができない。
		③ 減収額	対象となる各事業の開始時期について、現在、博覧会協会で検討が重ねられており、決定するまでは資金の流れや関係者の来日見込み等が確定せず、現時点では算出することができない。
		④ 効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 国際園芸博の開催は、GX、グリーンインフラ、みどりの食料システム戦略等の我が国の取組を具体的に提示し、気候変動対策、生物多様性の保全といった国際社会の共通課題解決の取組を先導するために重要なプロジェクトである。所要の措置を講じることで、園芸博覧会関係者等の公平性を担保し国際園芸博の円滑な準備及び開催を実現することが可能となることが見込まれる。 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 所要の措置を講ずることで、国際的二重課税が排除等され、また、園芸博覧会関係者等に対する我が国の課税の公平性が確保されるため、園芸博覧会関係者等による国際園芸博の円滑な準備及び開催につながるものと考えられる。
		⑤ 税収減を是認する理由等	BIE からの要請に基づき、国際園芸博の円滑な準備及び開催を支援するため、公式の参加者等について、国際園芸博にかかる活動に関して課税されないようにするなどの措置を講じる必要がある。
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	国際園芸博は、2027 年3月 19 日から9月 26 日までの6か月間開催され、70 の国・国際機関からの出展を目指していることから、国際園芸博の準備期間及び会期中においては相当数の外国法人・非居住者の来日、及び多くの内国法人等の参加も予想されるところ、税制面が出展コストに大きな影響を与えることを懸念。 BIE の要請に基づき、過去の海外博及び国内博においては、開催国において同等の非課税措置が講じられることが通例になっていることも踏まえ、国際園芸博の円滑な準備及び開催を実現するため、公式の参加者等に対して、過去博に倣い、所要の措置を講じることが適当である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	税制改正要望以外にも、国際園芸博の成功裏の開催に向けて、国際博覧会推進本部が令和5年8月に策定した「2027 年国際園芸博覧会（GREEN×EXPO2027）の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針」に則り、各種の取組を実施している。具体的には、会場やその周辺施設の整備など、国際園芸博の開催に必要な取組を進めているが、公式の参加者に対する二重課税の解消等については税制措置による対応が不可欠であり、他の取組では代替できないことから、適切な役割分担ができていない。

		③	地方公共団 体が協力す る相当性	国際園芸博会場の周辺市町村において事業所を構える出展者や、 従来の所在地において事業を営む家屋等貸与者についても特例措置 が適用されるために、会場が所在する市のみならず、他の市町村も想 定した措置が必要である。
12	有識者の見解			—
13	前回の事前評価又は事後 評価の実施時期			—

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		脱炭素都市再生整備事業を促進するための民間都市開発推進機構の金融支援業務に係る特例措置の拡充
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	法人税：義（国税1） 法人住民税：義、法人事業税：義（地方税3）
		② 上記以外の税目	事業所税：外
3	要望区分等の別		【新設・ <u>拡充</u> ・延長】 【 <u>単独</u> ・主管・共管】
4	内容		《現行制度の概要》 民間都市開発の推進に関する特別措置法（昭和62年法律第62号）第4条第1項第1号に規定する共同参加業務（予算上は共同型都市再構築業務）によって民間都市開発推進機構（以下「民都機構」という。）が得る収益は、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第5条によって収益事業の対象外とされている。 《要望の内容》 都市緑地法等の一部を改正する法律（令和6年法律第40号）による改正後の都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）の特例規定（第71条の2）に基づき、都市の脱炭素化に資する設備の整備費用を支援対象に追加して行う共同参加業務について、民都機構の収益事業の範囲から除外する。 《関係条項》 法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第1項第13号 法人税法施行令第5条第1項第2号ホ、同項第5号ト 地方税法（昭和25年法律第226号）第24条第5項、同条第9項、第72条の5第2項、第701条の34第2項・第7項 地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第7条の4、第15条、第56条の22
5	担当部局		国土交通省都市局まちづくり推進課
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期：令和6年8月 分析対象期間：令和7年度～令和11年度
7	創設年度及び改正経緯		新規
8	適用又は延長期間		恒久措置
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 気候変動への対応等が課題となっている中、民間都市開発事業における緑の創出や再生可能エネルギーの導入等を推進し、都市の脱炭素化を図る。 《政策目的の根拠》 経済財政運営と改革の基本方針2023（令和5年6月16日閣議決定）や国土形成計画（全国計画）（令和5年7月28日閣議決定）にも掲げられているとおり、地球的、国家的規模の課題である気候変動対策等の社会的要請に対応し、都市の脱炭素化を促進するためには、民間都市開発事業における緑の創出や再生可能エネルギーの導入等

		に対する支援を強化する必要がある。 このため、都市緑地法等の一部を改正する法律（令和6年法律第 40 号）において、都市の脱炭素化の促進に資する都市開発事業を認定する「脱炭素都市再生整備事業の大臣認定制度」が創設され、当該大臣認定を受けた事業に対しては、民都機構から共同参加業務による支援が可能となり、当該共同参加業務の支援限度額の算定対象に、従来の公共施設等の整備に要する費用に加え、緑地等管理効率化設備及び再生可能エネルギー発電設備等の整備に要する費用を追加する拡充を実施することとしている。 ＜政府方針＞ 【経済財政運営と改革の基本方針 2024】（令和6年6月 21 日閣議決定） 第2章 社会課題への対応を通じた持続的な経済成長の実現 ～質上げの定着と戦略的な投資による所得と生産性の向上～ 3. 投資の拡大及び革新技術の社会実装による社会課題への対応 (2) GX・エネルギー安全保障 ・まちづくりGXを含むインフラ、カーボンニュートラルポート、建築物 52 に加え、燃料電池鉄道車両、ゼロエミッション船、次世代航空機などモビリティ関連分野の脱炭素化を進める。 【経済財政運営と改革の基本方針 2023】（令和5年6月 16 日閣議決定） 第2章 新しい資本主義の加速 2. 投資の拡大と経済社会改革の実行 (2) グリーントランスフォーメーション（GX） ・まちづくりGXを含むインフラの脱炭素化を更に進めるとともに、森林吸収源対策等を加速する。 【国土形成計画（全国計画）】（令和5年7月 28 日閣議決定） 第7章 環境保全及び景観形成に関する基本的な施策 第3節 地球温暖化の緩和と適応に向けた取組など、地球環境問題への対応 （温室効果ガス排出量の削減） 以下の取組を進める。 ・カーボンニュートラルに向けた都市・地域づくりを推進していくため、コンパクト＋ネットワークの推進や「居心地が良く歩きたくなる」空間づくり等と併せて、デジタル技術等を活用し、エネルギーの面的利用による効率化、グリーンインフラの社会実装、環境に配慮した民間都市開発等のまちづくりのグリーン化の取組を推進
②	政策体系における政策目的の位置付け	政策目標Ⅲ 地球環境の保全 施策目標9 地球温暖化防止等の環境の保全を行う 参考指標 23 都市緑化等による温室効果ガス吸収量
③	達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 都市緑化等による温室効果ガス吸収量 約 124 万 t—CO₂/年（平成 30 年度） ⇒約 124 万 t—CO₂/年（令和 12 年度）（約 123 万 t—CO₂/年（令和 11 年度）

			※都市の脱炭素化を図るために、本特例措置を拡充するが、都市活動においては多種多様な CO2 排出源があり、その中で都市開発事業に係る CO2 排出量のみを特定し、抜き出すことが困難なことから、本特例措置による達成目標は設定しないこととする。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 今般の法改正により、脱炭素都市再生整備事業の大臣認定を受けた事業に対して民都機構が共同参加業務による支援が可能となり、当該共同参加業務の支援限度額の算定基準には、緑地等管理効率化設備及び再生可能エネルギー発電設備等の整備に要する費用を追加することとなった。 本特例措置を拡充することにより、脱炭素都市再生整備事業に対し民都機構の共同参加業務による低利な支援が可能となり、都市の脱炭素化の促進を図ることができる。																								
10	有効性等	① 適用数	<table><tr><td>年度</td><td>R7 推計</td><td>R8 推計</td><td>R9 推計</td><td>R10 推計</td><td>R11 推計</td></tr><tr><td>件数</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td></tr></table> ※民都機構のみが適用。	年度	R7 推計	R8 推計	R9 推計	R10 推計	R11 推計	件数	1	1	1	1	1												
年度	R7 推計	R8 推計	R9 推計	R10 推計	R11 推計																						
件数	1	1	1	1	1																						
		② 適用額	【新設部分に係る適用額】 <table><tr><td>年度</td><td>R7 推計</td><td>R8 推計</td><td>R9 推計</td><td>R10 推計</td><td>R11 推計</td></tr><tr><td>適用額</td><td>4.8</td><td>9.6</td><td>14.4</td><td>19.2</td><td>24</td></tr></table> ※適用額については、当該業務に係る税前収益。 ※「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」における報告対象ではないため、民都機構の適用見込みより推計した。	年度	R7 推計	R8 推計	R9 推計	R10 推計	R11 推計	適用額	4.8	9.6	14.4	19.2	24												
年度	R7 推計	R8 推計	R9 推計	R10 推計	R11 推計																						
適用額	4.8	9.6	14.4	19.2	24																						
		③ 減収額	【新設部分に係る減収額】 (単位: 百万円) <table><tr><td>年度</td><td>R7 推計</td><td>R8 推計</td><td>R9 推計</td><td>R10 推計</td><td>R11 推計</td></tr><tr><td>法人税</td><td>1.1</td><td>2.2</td><td>3.3</td><td>4.5</td><td>5.6</td></tr><tr><td>法人住民税</td><td>0.1</td><td>0.2</td><td>0.2</td><td>0.3</td><td>0.4</td></tr><tr><td>法人事業税</td><td>0.4</td><td>0.9</td><td>1.4</td><td>1.8</td><td>2.3</td></tr></table> ※適用額に税率を乗じることで、減収額を推計。 【法人税】 減収額＝適用額×税率(23.2%) 【法人住民税】 減収額＝法人税減収額×税率(7%) 【法人事業税】 減収額＝法人事業税(収入割)減収額＋特別法人事業税減収額 ＋法人事業税(付加価値割)減収額 法人事業税(収入割)減収額＝適用額×税率(7%) 特別法人事業税減収額＝法人事業税(収入割)減収額 ×税率(37%) 法人事業税(付加価値割)減収額＝適用額×税率(0%)	年度	R7 推計	R8 推計	R9 推計	R10 推計	R11 推計	法人税	1.1	2.2	3.3	4.5	5.6	法人住民税	0.1	0.2	0.2	0.3	0.4	法人事業税	0.4	0.9	1.4	1.8	2.3
年度	R7 推計	R8 推計	R9 推計	R10 推計	R11 推計																						
法人税	1.1	2.2	3.3	4.5	5.6																						
法人住民税	0.1	0.2	0.2	0.3	0.4																						
法人事業税	0.4	0.9	1.4	1.8	2.3																						

		④ 効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 都市緑化等による温室効果ガス吸収量の実績及び見込みは下記の通り。 (万t-CO2) <table><tr><td>年度</td><td>R2 実績</td><td>R3 実績</td><td>R4 実績</td><td>R5 見込</td><td>R6 見込</td></tr><tr><td>排出削減量</td><td>128</td><td>155</td><td>147</td><td>121</td><td>121</td></tr></table> <table><tr><td>年度</td><td>R7 見込</td><td>R8 見込</td><td>R9 見込</td><td>R10 見込</td><td>R11 見込</td></tr><tr><td>排出削減量</td><td>122</td><td>122</td><td>123</td><td>123</td><td>123</td></tr></table> ※出典 「2022 年度における地球温暖化対策計画の進捗状況(案)」 「地球温暖化対策計画(令和3年 10 月 22 日閣議決定)」 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 本特例措置を拡充することにより、脱炭素都市再生整備事業に対し民都機構の共同参加業務による低利な支援が可能となり、都市の脱炭素化の促進を図ることができる。	年度	R2 実績	R3 実績	R4 実績	R5 見込	R6 見込	排出削減量	128	155	147	121	121	年度	R7 見込	R8 見込	R9 見込	R10 見込	R11 見込	排出削減量	122	122	123	123	123
年度	R2 実績	R3 実績	R4 実績	R5 見込	R6 見込																						
排出削減量	128	155	147	121	121																						
年度	R7 見込	R8 見込	R9 見込	R10 見込	R11 見込																						
排出削減量	122	122	123	123	123																						
		⑤ 税収減を是認する理由等	本特例措置により一定の税収減が見込まれるが、一方、共同参加業務の支援対象は、収益を目的とせず公益性の高い、都市の脱炭素化に資する設備であり、このような設備の整備を支援することで、都市の脱炭素化の促進が図られることから、税収減を是認するに足る効果が期待される。																								
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	民間都市開発の推進に関する特別措置法第4条第1項第1号に規定する共同参加業務によって民都機構が得る収益は、共同参加業務の高い公益性に鑑み、民都機構設立時より他の公益的事業と同様に、法人税法施行令第5条によって収益事業の対象外とされている。 今般の法改正により民都機構が新たに行う共同参加業務についても従来の共同参加業務同様高い公益性を有するため、収益事業の対象外とするという租税特別措置を講ずることが妥当と考えられる。																								
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付け等は存在しない。																								
		③ 地方公共団体が協力する相当性	本特例措置は、地域における優良な民間都市開発事業の中でも、特に公益性の高いものに限って金融支援を実施する事業に関するものであり、地方税に係る特例を講ずることを通じて地方公共団体が協力する相当性が認められる。																								
12	有識者の見解		—																								
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—																								

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		関西文化学術研究都市建設促進法に基づいて整備される文化学術研究施設に係る特別償却制度の延長
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	法人税：義（国税2） 法人住民税：義、法人事業税：義（自動連動）
		② 上記以外の税目	－
3	要望区分等の別		【新設・拡充・ 延長 】 【単独・主管・共管】
4	内容		《現行制度の概要》 関西文化学術研究都市建設促進法（昭和 62 年法律第 72 号。以下「関西学研法」という。）に基づいて整備される文化学術研究施設のうち、研究所用施設に係る建物及び附属設備並びに機械及び装置で一定の規模以上の償却資産については普通償却に加え、初年度の特別償却を認めている。 建物及び附属設備（取得金額4億円以上） 特別償却率 6/100 機械及び装置（取得金額 400 万円以上） 特別償却率 12/100 ※対象資産を新設又は増設したものに限定。 《要望の内容》 適用期限を2年間延長し、令和9年3月 31 日までとする。 《関係条項》 関西学研法第 10 条 租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 44 条 租税特別措置法施行令（昭和 32 年政令第 43 号）第 28 条の4
5	担当部局		国土交通省都市局まちづくり推進課
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期：令和6年 8 月 分析対象期間：令和3年度～令和8年度
7	創設年度及び改正経緯		・昭和 62 年度：創設 ・平成元～25 年度：延長及び特別償却率の縮減等 ・平成 27 年度：延長（対象資産を新設又は増設したものに限定） ・平成 29 年度：延長（資金額要件の引上げ） ・平成 31（令和元）年度：延長（資金額要件の引上げ） ・令和3年度：延長（資金額要件の引上げ） ・令和5年度：延長（資金額要件の引上げ）
8	適用又は延長期間		2年間（令和7年度～令和8年度）
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 関西文化学術研究都市（以下「学研都市」という。）の建設は、関西学研法に基づき、文化、学術及び研究の拠点となる都市づくりを目指すものであり、我が国及び世界の文化等の発展並びに国民経済の発達に資することを目的としており、現在、世界トップレベルの研究開発型オープンイノベーション拠点を目指して取り組んでいるところである。 具体的には、「第三次国土形成計画（全国計画）」（令和 5 年 7 月閣議決定）では、学研都市の目指す研究開発及び成果の事業化を図る分野について、前回計画（平成 28 年 8 月閣議決定）か

			ら、情報通信、バイオ、食関連等の分野について新たに追記し、その集積について、大学、研究機関等は重要な知的・人的資源であることから、我が国全体の発展に貢献するよう活用することを位置付けている。 加えて、「第6期科学技術・イノベーション基本計画」（令和3年3月閣議決定）においても、企業、大学、公的研究機関などの多様な主体による連携・共創の舞台となるオープンイノベーションの拠点として、学研都市が明記されているところである。 《政策目的の根拠》 【関西学研法】 第10条 ・国は租税特別措置法の定めるところにより、関西文化学術研究都市の建設に必要な措置を講ずるものとする。 【関西学研法に基づく基本方針】(昭和62年9月決定) 第1章 都市建設の目標 2. 都市の機能 (1)文化を冠した学術研究都市として、高度な文化拠点としての機能、新たな文化・学術・研究の推進、及び新たな産業の創出を牽引する機能の整備を図る。 ＜政府方針＞ 【国土形成計画(全国計画)】(令和5年7月28日閣議決定) 第2章 産業に関する基本的な施策 第1節 GX・DXを始めとする産業の国際競争力の強化とイノベーションを支える環境整備、科学技術を支える基盤の強化と人材の育成 (知的対流拠点の整備等によるイノベーションの創出と円滑な事業化) ・最先端医療技術を始めとする健康・医療分野や、情報通信、バイオ、環境・エネルギー等の分野、「食」に関連する分野における研究開発及び成果の事業化を目指す関西文化学術研究都市の集積や、(中略)を始めとして、大学、研究機関等は重要な知的・人的資源であることから、我が国全体の発展に貢献するよう活用する。 【第6期科学技術・イノベーション基本計画】 (令和3年3月閣議決定) 第2章 Society5.0の実現に向けた科学技術・イノベーション政策 1. 国民の安全と安心を確保する持続可能で強靱な社会への変革 (4)価値共創型の新たな産業を創出する基盤となるイノベーション・エコシステムの形成 ・企業、大学、公的研究機関などの多様な主体による連携・共創の舞台となるオープンイノベーションの拠点として、筑波研究学園都市及び関西文化学術研究都市の形成などを進めてきている。
		② 政策体系における政策目的の位置付け	政策目標Ⅶ 都市再生・地域再生の推進 施策目標 25 都市再生・地域再生を推進する

		③ 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 学研都市にふさわしい文化学術研究施設の立地を促進し集積度を高め、総合的な集積メリットが発揮されることによって我が国のみならず世界を代表する文化・学術・研究の拠点を形成し、新産業創出等国民経済の活性化に寄与することを目標とする。 (測定指標) 拠点形成、集積メリットの発揮のためには一定の施設の整備が必要ことから、施設整備率を令和6年4月時点で 55.5%のところ、令和9年度末までに概ね 60%以上とすることを目標としている。この点、延長要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度にあたる令和8年度末までには、立地予定に鑑み、施設整備率を概ね 58%とすることを目標とする。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 研究所用施設を新規に立地する企業の初期運営を優位にさせ、立地のインセンティブを与えることで、研究所用施設の集積を誘導する。その集積により大学や他機関との共同研究・交流や産学官連携等により研究開発の進展、研究開発を活かした新技術の創造と新産業の創出、地域の活性化といった効果が得られる。それにより政策目標である、我が国及び世界の文化等の発展並びに国民経済の発達に寄与する。														
10	有効性等	① 適用数	<table><tr><td>年度</td><td>R3 (実績)</td><td>R4 (実績)</td><td>R5 (推計)</td><td>R6 (推計)</td><td>R7 (推計)</td><td>R8 (推計)</td></tr><tr><td>適用件数</td><td>1</td><td>0</td><td>1</td><td>1</td><td>3</td><td>3</td></tr></table> ※1 R3・R4実績値については、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」による。 ※2 R5～R8推計値については、現地立地予定企業あての聞き取り調査による。 過年度の文化学術研究施設の新規立地は年平均3件程度であるのに対して、本特例措置は年1・2件程度(37年間でのべ45件)適用されている。この点、近年の学研都市における造成用地の状況に照らして、分譲可能な造成用地においては適切に企業立地が進捗しているところであり※、近年の適用件数及び延長期間の推計値は僅少とは言えない。 実際に、本特例措置を活用した企業へヒアリングを行った結果、「研究施設の立地を決める際に、本特例措置の存在が大きな判断要素となった」等の意見があり、目標の施設整備率に向けて企業の集積を推進する上で本特例措置は有効な手段となっている。 ※ 近年(R3・R4)の適用数実績が1・0件となっているのは、令和4年4月時点では、文化学術研究施設用地として造成済の面積(企業が立地可能な面積)が 592ha なのに対し、整備済の地区若しくは具体的な立地の計画が既にある地区を除いた未分譲の地区は 19ha(造成済用地の3%強)であり、非常に限られたエリアだったことが一因であったと考えている。令和6年度には、狛田東地区(50ha)の造成工事が終わり、令和7年度から新規の企業立地が見込まれることから、適用数は段階的に改善されるものと考えており、施設整備率の達成目標の進捗も期待される。	年度	R3 (実績)	R4 (実績)	R5 (推計)	R6 (推計)	R7 (推計)	R8 (推計)	適用件数	1	0	1	1	3	3
年度	R3 (実績)	R4 (実績)	R5 (推計)	R6 (推計)	R7 (推計)	R8 (推計)											
適用件数	1	0	1	1	3	3											

		②	適用額	(単位: 百万円)						
				年度	R3 (実績)	R4 (実績)	R5 (推計)	R6 (推計)	R7 (推計)	R8 (推計)
				適用額	5	0	23	221	141	99
				※1 R3・R4実績値については、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」による。 ※2 R5・R6推計値については、租税特別措置法施行令第28条の4第2号に基づく国土交通大臣証明に係る申請内容より、R7・R8推計値については、現地立地予定企業あての聞き取り調査による。						
		③	減収額	(単位: 百万円)						
				年度	R3 (実績)	R4 (実績)	R5 (推計)	R6 (推計)	R7 (推計)	R8 (推計)
				法人税	1.1	0	5.3	51.3	32.7	23.0
				法人住民税	0.1	0	0.4	3.6	2.3	1.6
				法人事業税	0.3	0	1.5	14.8	9.4	6.6
				※適用額に税率を乗じることで、減収額を推計。 【法人税】 減収額＝適用額×税率(23.2%) 【法人住民税】 減収額＝法人県民税減収額＋法人市町村民税減収額 法人県民税減収額＝法人税減収額×税率(1.0%) 法人市町村民税減収額＝法人税減収額×税率(6.0%) 【法人事業税】 減収額＝法人事業税(収入割)減収額＋特別法人事業税減収額＋法人事業税(付加価値割)減収額 法人事業税(収入割)減収額＝適用額×税率(3.4%) 特別法人事業税減収額＝法人事業税(収入割)減収額×税率(76.0%) 法人事業税(付加価値割)減収額＝適用額×税率(0.7%)						
		④	効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 文化・学術・研究の拠点形成に向けて整備が進められ、施設整備率は、令和6年4月時点で55.5%となっており、令和9年度末に概ね60%以上という目標に向けて、着実に推移している。 実際に、令和5年度までに本税制を利用して立地した企業は 40 施設・94ha であり、全体の立地施設 157 施設・465ha のうち、それぞれ25%・20%にあたる。 また、令和6年度～令和8年度に立地見込みの企業においても、聞き取り調査によると 13.1ha が本税制を活用して立地見込み(全体で19.9ha が立地見込み)である。						
				(単位: %, ha)						
				年度	R3 (実績)	R4 (実績)	R5 (実績)	R6 (推計)	R7 (推計)	R8 (推計)
				施設整備率(%)	54.1	55.1	55.5	55.5	56.9	58.1
				整備済面積(ha)	453	462	465	465	476	486

			施設用地面積(ha) 837837837837837837
			※施設整備率=(研究施設立地済面積／研究施設用地面積)×100 ※R3～R5実績値については、府県に対し実施した整備状況調査による。R6～R8推計値については、府県に対し実施した整備状況調査による近年の年間増加面積を記載。 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 本特例措置は、初期負担の軽減が図られることで、初年度のキャッシュフローが改善する効果があり、企業が立地の検討を行う際には、特例措置の有無が大きな判断材料の一つとなっている。 この点、令和6年度に実施した学研都市に立地した企業を対象としたヒアリング※において、立地予定の企業から「立地にあたっては税制等の優遇施策の有無を踏まえて意思決定しており、新規立地及び事業拡大の際の大きなインセンティブとなった」といった意見が得られるなど、施設整備率の向上のための立地促進に当たっての直接的効果が見られる。 ※効果の把握方法 適用実績や見込み把握のための、各自治体へのアンケート調査に加えて、本特例措置の達成目標に対する直接的影響を把握するため、本税制特例を活用した、若しくは活用予定の民間企業を対象に令和6年4～6月にかけて電話ヒアリングを実施した。 ※ 前回記載していた施設立地数は、国土交通省内での政策評価の参考指標に用いられていたものであるところ、達成目標が二重に設定されていたこと、また、施設立地数の目標の期間が令和7年度までであり、税制改正要望における適用期間の途中で切れることから、後者を今回削除することとした。なお、令和6年度4月時点の施設立地数は、157施設である。
		⑤ 税収減を是認する理由等	近年、研究所用施設の増加数は横ばいとなっているものの、各自治体に調整状況を聞き取ったところ、今後3年間にわたって多数の研究所用施設の進出(現時点で12件)が見込まれている。 学研都市における関連施設等の新規立地による集積度の高まりは、他機関との共同研究・交流等の促進や研究開発の進展、新産業の創出等による地域の活性化といった効果に繋がるものであり、併せて、このような学研都市への集積メリットが発揮されることは、我が国の文化等の発展及び国民経済の発達に寄与するものであるため、今後も税収減を是認するに足る効果が期待される。
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	研究施設は、一般的に収益性が低く、初期投資も大きくなるため、集積・整備の推進には初期負担を軽減するインセンティブが必要である。本特例措置は、特別償却により初期負担の軽減が図られることから、立地誘導する上で有効に機能しており手段としての確である。 また、租税特別措置においては、法令に規定された要件に合致すれば、投資初年度の税の減免が受けられるため、予算の範囲内で対象が限定的である補助金等と異なり、事業の将来見込みが立て易い点、本特例措置は課税の繰り延べ効果をもたらすものであり、最終的な納税額に変化は生じないため、補助金等の予算措置と比べて国庫への

			負担が少ない点からも妥当性が認められる。 適用対象については、投資資金額が4億円以上のものに限定しており、一定規模以上の研究所用施設の立地を促進することにより、学研都市に文化、学術、研究の拠点を形成し、総合的な集積メリットの発揮に寄与するものであり、必要最低限の措置である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付け等は存在しない。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	本特例措置により、学研都市内への研究施設の立地を促進することで、その集積メリットの発揮に寄与し、新産業の創出や雇用創出といった地域の活性化、さらには国民経済の発達等につながるため、地方公共団体が協力する相当性がある。
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和4年8月(R4 国交 02)

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		老朽化マンションの再生等の円滑化のための組合による事業施行に係る特例措置の創設
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	法人税：義（国税 3） 法人住民税、法人事業税：義（地方税 1）
		② 上記以外の税目	消費税：外、地方消費税：外、事業所税：外
3	要望区分等の別		【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容		《現行制度の概要》 —
			《要望の内容》 マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成 14 年法律第 78 号。以下「マンション建替円滑化法」という。）は、建物の区分所有等に関する法律（昭和 37 年法律第 69 号。以下「区分所有法」という。）上の建替え決議（同法第 62 条）がなされた後の事業法と位置付けられており、マンションの建替え等を円滑化する観点から、具体的な手続きや事業の施行者である組合に係る税制上の特例※¹が規定されている。 今後の老朽化マンション等の急増に対応するため、区分所有法において、区分所有建物の再生の円滑化を図る方策として、新たな決議の創設が検討されていることから、マンション建替円滑化法において、それらの決議に対応する事業手続きの創設を検討している（区分所有法及びマンション建替円滑化法について、改正を検討中）。 マンション建替円滑化法に新設を検討する事業※²について、その事業手続を活用した再生等を円滑に進めるために、これらの事業実施のために設立される組合に適用される税制上の特例措置を講じる。 【要望する特例措置】 老朽化マンションの再生等の施行者である組合について、収益事業以外の所得に係る法人税、法人住民税、法人事業税を非課税とする。 ※1.マンション建替組合等の事業活動は、法人税法上、公益法人等の規定が適用されるため、収益事業に係る所得以外の所得については課税されない。普通法人であれば、当該事業における組合員（区分所有者等）からの負担金等の収入（収益事業以外の所得）について課税されるところ、本特例により収益事業以外の所得について法人税等が非課税となる。 ※2.マンション建替円滑化法に新設を検討する事業 ①マンション取壊し敷地売却事業 ・区分所有者及び議決権の一定の多数決により、区分所有建物を取り壊した上で、敷地を売却することを可能とする事業

			②マンション取壊し事業 ・区分所有者及び議決権の一定の多数決により、区分所有建物の取壊しを可能とする事業 ③マンション再建事業 ・区分所有建物の全部が滅失した場合には、敷地利用権を共有又は準共有する者の一定の多数決により、その敷地での区分所有建物の再建を可能とする事業 ④敷地売却事業 ・区分所有建物の全部が滅失した場合には、敷地利用権を共有又は準共有する者の一定の多数決により、その敷地の売却を可能とする事業 ⑤マンション更新（一棟リノベーション）事業 ・区分所有者及び議決権の一定の多数決により、共用部分の変更及び全ての専有部分の更新工事を行う事業 ⑥一括建替え等事業 ・区分所有建物の一部が滅失した場合に、敷地利用権を共有又は準共有する者の一定の多数決により、その敷地での区分所有建物の再建及び建替えを可能とする事業 《関係条項》 —
5	担当部局		国土交通省住宅局参事官（マンション・賃貸住宅担当）付
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期： 令和6年8月 分析対象期間： 令和7年度～令和11年度
7	創設年度及び改正経緯		—
8	適用又は延長期間		恒久措置
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 老朽化マンションの再生等を円滑化することにより、安全・安心で良好な居住環境を確保及び耐震性不足等のマンションや放置した場合周辺環境悪化のおそれのある老朽化マンション等のストック解消を通じて、周辺の住環境や都市環境の向上、国民の生命の保護を図る。 《政策目的の根拠》 ○「住生活基本計画(全国計画)」(令和3年3月19日閣議決定)における位置付け 目標2 頻発・激甚化する災害新ステージにおける安全な住宅・住宅地の形成と被災者の住まいの確保 成果指標 耐震基準(昭和56年基準)が求める耐震性を有しない住宅ストックの比率 目標6 脱炭素社会に向けた住宅循環システムの構築と良質な住宅ストックの形成 ○所有者不明土地等対策の推進に関する基本方針(令和6年6月10日、所有者不明土地等対策の推進のための関係閣僚会議決定)に

			おける位置付け 5 所有者不明土地等の円滑な利活用・管理、土地収用手続の円滑な運用 (略)また、区分所有法等の改正の検討状況や「今後のマンション政策のあり方に関する検討会とりまとめ」を踏まえつつ、マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成12年法律第149号)、マンションの建替え等の円滑化に関する法律(平成14年法律第78号)等についても、所有者不明等のマンションの再生等を円滑化する視点から、見直しの検討を進め、次期通常国会での法案提出を目指す。 ○経済財政運営と改革の基本方針(令和6年6月21日閣議決定)における位置付け 第3章 中長期的に持続可能な経済社会の実現 3. 主要分野ごとの基本方針と重要課題 (4)戦略的な社会資本整備 持続可能な土地の利用・管理の実現に向け、非宅地化を含む土地利用の円滑な転換等を図る方策を導入する。空き家対策について、災害対策上の重要性も踏まえ、空き家の発生抑制、適切な管理、除却等の総合的な取組に加え、流通拡大や二地域居住促進を通じた利活用拡大を進めるとともに、相続登記の申請義務化の周知や地籍調査・法務局地図作成等を含む所有者不明土地等対策を一体的・総合的に推進する。また、マンションの管理適正化と再生円滑化を推進する。
		② 政策体系における政策目的の位置付け	政策目標 4 水害等災害による被害の軽減 施策目標 11 住宅・市街地の防災性を向上する
		③ 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 目標2 頻発・激甚化する災害新ステージにおける安全な住宅・住宅地の形成と被災者の住まいの確保 成果指標 耐震基準(昭和56年基準)が求める耐震性を有しない住宅ストックの比率 13%(平成30年度)→おおむね解消(令和12年度) 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 これまで取組が進みにくい状況にあった老朽化マンションの再生等について、本特例により事業検討段階における区分所有者等からの理解が得られやすくなることで、事業推進の円滑化に資することとなる。これにより、安全・安心で良好な居住環境の確保並びに、耐震性不足等のマンションや放置した場合周辺環境悪化のおそれのある老朽化マンション等のストック解消を通じて、周辺の住環境や都市環境の向上、国民の生命の保護に寄与する。

10	有効性等	① 適用数	【適用数見込み】 令和7年度 - 令和8年度 0件 令和9年度 0件 令和10年度 3件 令和11年度 3件 ※算定根拠は別紙参照(参照箇所は以下のとおり)。 ・1.【国税＜法人税(組合の事業施行に伴う非課税等の特例)＞】 マンション建替円滑化法に新設を検討する事業における減収額見込みの検討における表中「適用件数見込み※1」 なお、本税制措置の適用は、改正マンション建替円滑化法の施行が前提となるところ、改正法の施行時期は、最短で令和8年秋頃(想定)になる見込みであるため、令和7年度は適用件数が生じないことから、将来の適用数(令和7年度)について予測していない。以下、②適用額、③減収額についても同様。																														
		② 適用額	【適用額見込み】 単位:百万円 <table><tr><td></td><td>令和7年度</td><td>令和8年度</td><td>令和9年度</td><td>令和10年度</td><td>令和11年度</td></tr><tr><td>法人税</td><td>-</td><td>0</td><td>0</td><td>28</td><td>28</td></tr><tr><td>法人住民税</td><td>-</td><td>0</td><td>0</td><td>4</td><td>4</td></tr><tr><td>法人事業税</td><td>-</td><td>0</td><td>0</td><td>29</td><td>29</td></tr><tr><td>合計</td><td></td><td>0</td><td>0</td><td>62</td><td>62</td></tr></table> ※算定根拠は別紙参照(参照箇所は以下のとおり)。 ・1.【国税＜法人税(組合の事業施行に伴う非課税等の特例)＞】 マンション建替円滑化法に新設を検討する事業における減収額見込みの検討における表中「適用額見込み」 ・2.【地方税＜法人住民税・法人事業税・事業所税(組合の事業施行に伴う非課税等の特例)＞】 マンション建替円滑化法に新設を検討する事業における減収額見込みの検討における表中「適用額見込み」		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	法人税	-	0	0	28	28	法人住民税	-	0	0	4	4	法人事業税	-	0	0	29	29	合計		0	0	62	62
			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度																										
法人税	-	0	0	28	28																												
法人住民税	-	0	0	4	4																												
法人事業税	-	0	0	29	29																												
合計		0	0	62	62																												
③ 減収額	【減収額見込み】 単位:百万円 <table><tr><td></td><td>令和7年度</td><td>令和8年度</td><td>令和9年度</td><td>令和10年度</td><td>令和11年度</td></tr><tr><td>法人税</td><td>-</td><td>0</td><td>0</td><td>4</td><td>4</td></tr><tr><td>法人住民税</td><td>-</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>法人事業税</td><td>-</td><td>0</td><td>0</td><td>3</td><td>3</td></tr><tr><td>合計</td><td>-</td><td>0</td><td>0</td><td>7</td><td>7</td></tr></table> ※算定根拠は別紙参照。(参照箇所は以下のとおり)。 ・1.【国税＜法人税(組合の事業施行に伴う非課税等の特例)＞】 マンション建替円滑化法に新設を検討する事業における減収額見込みの検討における表中「減収額見込み」 ・2.【地方税＜法人住民税・法人事業税・事業所税(組合の事業施行に伴う非課税等の特例)＞】 マンション建替円滑化法に新設を検討する事業における減収額見込み		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	法人税	-	0	0	4	4	法人住民税	-	0	0	0	0	法人事業税	-	0	0	3	3	合計	-	0	0	7	7		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度																												
法人税	-	0	0	4	4																												
法人住民税	-	0	0	0	0																												
法人事業税	-	0	0	3	3																												
合計	-	0	0	7	7																												

			の検討における表中「減収額見込み」																											
	④ 効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 本特例により事業検討段階における区分所有者等からの理解が得られやすくなることで、事業推進の円滑化に資するところ、分析対象期間（令和7年度～令和11年度）において、マンション建替円滑化法に新設を検討する事業（マンション取壊し敷地売却事業等）については、下表のとおり施行を見込む。 事業が施行されることにより、安全・安心で良好な居住環境を確保及び耐震性不足等のマンションや放置した場合周辺環境悪化のおそれのある老朽化マンション等のストック解消を行い、これを通じて、周辺の住環境や都市環境の向上、国民の生命の保護を図る。 また、着実に施行実績を積み重ねることにより、耐震基準（昭和56年基準）が求める耐震性を有しない住宅ストックの比率の解消を図る。 ・分析対象期間（令和7年度～令和11年度）におけるマンション建替円滑化法に新設を検討する事業の組合設立認可3件（約350戸） 上段：事業件数、下段：施行戸数 <table><tr><td></td><td>令和10年度</td><td>令和11年度</td></tr><tr><td>①マンション取壊し敷地売却事業</td><td>1件 約70戸※1</td><td>1件 約70戸※1</td></tr><tr><td>②マンション取壊し事業</td><td>1件 約140戸※2</td><td>1件 約140戸※2</td></tr><tr><td>③マンション再建事業※3</td><td>=</td><td>=</td></tr><tr><td>④敷地売却事業※3</td><td>=</td><td>=</td></tr><tr><td>⑤マンション更新事業</td><td>1件 約140戸※4</td><td>1件 約140戸※4</td></tr><tr><td>⑥一括建替え等事業※3</td><td>= =</td><td>= =</td></tr><tr><td>（推計）事業件数合計</td><td>3件</td><td>3件</td></tr><tr><td>（推計）施行戸数合計</td><td>約350戸</td><td>約350戸</td></tr></table> ※1.現行のマンション敷地売却事業（直近5年間）における1事業あたりの施行戸数を参考に算出 ※2.現行のマンション建替事業（直近5年間）における1事業あたりの施行戸数を参考に算出 ※3.③マンション再建事業、④敷地売却事業及び⑥一括建替え等事業については、マンション（建物）が滅失していることが前提。具体的には、地震等の災害が発生し、マンションが被災した場合において活用が見込まれる事業手続であるため、平年度における適用件数として見込まないことが妥当である。 ※4.現行のマンション建替事業（直近5年間）における1事業あたりの施行戸数を参考に算出 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 これまで取組が進みにくい状況にあった老朽化マンションの再生等について、本特例により事業検討段階における区分所有者等からの理			令和10年度	令和11年度	①マンション取壊し敷地売却事業	1件 約70戸※1	1件 約70戸※1	②マンション取壊し事業	1件 約140戸※2	1件 約140戸※2	③マンション再建事業※3	=	=	④敷地売却事業※3	=	=	⑤マンション更新事業	1件 約140戸※4	1件 約140戸※4	⑥一括建替え等事業※3	= =	= =	（推計）事業件数合計	3件	3件	（推計）施行戸数合計	約350戸	約350戸
	令和10年度	令和11年度																												
①マンション取壊し敷地売却事業	1件 約70戸※1	1件 約70戸※1																												
②マンション取壊し事業	1件 約140戸※2	1件 約140戸※2																												
③マンション再建事業※3	=	=																												
④敷地売却事業※3	=	=																												
⑤マンション更新事業	1件 約140戸※4	1件 約140戸※4																												
⑥一括建替え等事業※3	= =	= =																												
（推計）事業件数合計	3件	3件																												
（推計）施行戸数合計	約350戸	約350戸																												

			解が得られやすくなることで、事業推進の円滑化に資することとなる。今後新設が検討されているマンション再生の円滑化を図る方策※等により、耐震性不足のマンションストック解消の円滑化を通じて、耐震基準（昭和 56 年基準）が求める耐震性を有しない住宅ストックの解消に寄与する。 ※ 耐震性を有しないマンションのストックを解消するためには、これらのマンションの除却等が必要となる。一方、マンションの除却等を行うためには、マンションの区分所有者間の合意形成が必要となるものの、異なる経済事情や多様な価値観を持った区分所有者間においては、費用負担等の理由により合意形成が難しい傾向にある*。 本特例措置は、マンションの除却等に係る費用負担の軽減につながるものであり、区分所有者間の合意形成の円滑化に資することから、耐震性を有しないマンションのストック数の解消という達成目標の実現に有効な手段である。 【マンションの区分所有者間の合意形成 → マンションの除却等 → 耐震性を有しないマンションの解消】 * 国土交通省が実施したマンション建替え等に関する事業者に対するアンケート調査（令和 6 年 6 月実施）結果によると、事業上の最大の課題は「権利者間の合意形成」であり、権利者間の合意形成上の最大の課題^注は、「費用負担が困難な者の存在」であった。 注：マンションの建替え等を進めるに当たり、合意形成において「費用負担が困難な者の存在」が「よく問題になる」又は「問題になりやすい」を選択した割合は 98%（51 社中 50 社で、合意形成上の課題として最多であった。） また、老朽化マンションの再生等について新たな仕組みの創設等が検討されていることから、マンションの状況や区分所有者の意向等に応じて、区分所有者が選択可能な事業手法が増えることにより、着実な事業実施が見込まれることから耐震性不足のマンションストック解消に資する。 さらに、現行のマンション建替事業（平成 14 年創設）やマンション敷地売却事業（平成 26 年創設）の施行実績を踏まえると、施行から一定期間経ることで、区分所有者や民間事業者等においてマンションの再生等に関する事業ノウハウ等が蓄積されることにより、将来的に事業件数及び施行件数が増加すると見込んでいる。 具体的な直接的効果としては、令和 10 年度及び令和 11 年度において、事業件数 6 件（施行戸数 700 戸）を見込んでいることから、0.05%（$=700 \text{ 戸} \times 90\%^{※1} / 140 \text{ 万戸}^{※2}$）の解消が見込まれる（平成 30 年度時点で約 6%）。 ※1. 令和 6 年 4 月時点で、事業完了したマンション建替事業及びマンション敷地売却事業等において耐震基準（昭和 56 年基準）が求める耐震性を有しない住宅ストックの割合は約 90%（施行前マンションの竣工年が昭和 56 年以前のマンションの件数（=137 件中 119 件）から算出）。 ※2. 平成 30 年「住宅・土地統計調査」に基づく共同住宅における耐震性が不十分な戸数（国土交通省推計）
--	--	--	---

		⑤ 税収減を是認する理由等	老朽化マンション等のストック数は急増しており、更新等事業の推進は必要不可欠であるが、事業実施の合意形成にあたっては、区分所有者における費用負担の問題が最大の阻害要因となる。 本特例措置は区分所有者により構成される組合に係る負担の軽減によって老朽化マンションの再生等を円滑化させるものであることから、国民の生命・身体保護に寄与するものであり、税収減を是認できる効果を有する特例措置である。
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	老朽化マンションの再生等を円滑に行うにあたっては、組合設立（法人格が与えられること）により、事業組合が主体となって事業推進を図ることが有効（各区分所有者が個別で売買契約や登記手続を行うことなく、組合が権利調整や各種契約行為の主体となり事業を円滑化）である。一方、事業組合を設立した場合は、当該組合に対して法人税等が課税されることになるため、追加の費用負担が発生することになる。この点、マンションの再生等を実施するためには、区分所有者間の合意形成が必要不可欠であるが、費用負担の問題が区分所有者間の合意形成の最大の阻害要因となっており、本特例が措置されない場合、区分所有者間の合意形成に支障が生ずるおそれがある。 本特例措置は、これまで取り組みが進みにくい状況にあった老朽化マンション等において、組合設立による事業実施を行うための区分所有者間の合意形成を促す上で、他の措置に比して※的確かつ必要最小限であるため、本特例措置によることが妥当である。 ※ 耐震性を有しないあらゆるマンションストックを解消する点においては、予算の範囲で対象者が限定的となる補助金等と比較して、マンションの再生等の事業実施のために設立される組合すべてが適用を受けられる租税特別措置が妥当である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付け等は存在しない。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	本特例により各自治体の管轄区域内の建築後相当年数を経過した老朽化マンションの再生が促進されることで、当該マンションの住民等の生命保護、住環境の向上や新規住民の流入等による地域の活性化が図られるため、地方公共団体が協力する相当性がある。
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

項目名：老朽化マンションの再生等の円滑化のための組合による事業施行に係る特例措置の創設

【適用額及び減収額見込み算定にあたっての前提条件】

1. 現行のマンション建替円滑化法に基づく事業類型（マンション建替事業、マンション敷地売却事業、敷地分割事業）の実績（本特例の適用件数推計上の参考値）

(1) マンション建替事業

組合設立認可年度	事業件数	戸数
令和元年度	5	904
令和2年度	12	1,326
令和3年度	11	1,403
令和4年度	5	499
令和5年度	12	2,155
合計	45	6,287
平年度（直近5年平均）	9	1,257

年度	事業件数	総戸数
1事業当たり（平均値）	1	140

(2) マンション敷地売却事業

組合設立認可年度	事業件数	戸数
令和元年度	2	187
令和2年度	4	265
令和3年度	2	124
令和4年度	1	70
令和5年度	5	272
合計	14	918
平年度（直近5年平均）	3	184

年度	事業件数	総戸数
1事業当たり（平均値）	1	66

2. マンション建替事業等における1事業あたりの非収益事業所得の見込みについて
（本特例の適用額推計上の参考値）

マンションの建替え等に係る事業は、当該事業に賛成した区分所有者等からの負担金等を原資に、事業に必要な費用（工事や調査設計等）を捻出している資金繰りの厳しい事業であるため、事業利益（課税所得）が生じるケースは極めて少ない事業となっている。

普通法人であれば、当該事業における組合員（区分所有者等）からの負担金等の収入（非収益事業所得）について課税される可能性があるところ、本特例により収益事業以外の所得について法人税等が非課税となる。

他方、組合員（区分所有者等）からの負担金等については、事業の進捗に応じて発生する事業費を見込み、必要な額を充てることになることから、組合において発生する課税所得額は僅少であるが、事業を推進する上で予見し難い事情に円滑に対応するために、予備費を計上するケースがある。こうした予備費については、一定期間において組合に留保され则认为られることから、本税制特例が措置されていない場合、予備費に相当する金額については、課税されるものと考えられる。

現行のマンション建替事業及びマンション敷地売却事業の実績から、一般的な事業において想定される予備費分を算定した上で、本特例による適用額及び減収額の見込みについて推計を行う。

具体的には、マンション建替事業等の事業経験がある事業者への聞き取りによると、通常は総事業費の0.5%程度を予備費に計上していることを踏まえ、本特例における適用額については、想定される総事業費の0.5%が収益事業以外の所得（＝適用額）になるものと仮定して推計を行うものとする。

3. マンション建替円滑化法に新設を検討する事業ごとの総事業費推計の考え方について

新たな仕組みに対応した各事業における減収額の算定における基本的な考え方

① マンション取壊し敷地売却事業

→本事業の総事業費は、マンション建替事業における総事業費の0.1倍とマンション敷地売却事業における総事業費の0.9倍の合計値※とする。

※当該事業においては、(i)マンションの取壊し(除却)及び(ii)敷地売却を行う。現行制度のマンション建替事業(除却及び新築工事)における建替え前マンションの除却に係る費用(事務費を含む)が全体事業費のうち1割程度であることを踏まえ、(i)マンションの取壊しに係る事業費については、マンション建替事業の総事業費の0.1倍と仮定して推計する。また、(ii)敷地売却に係る事業費については、現行制度のマンション敷地売却事業(建物と敷地の売却)における敷地売却に係る費用(主に区分所有者への分配金の支払い、事務費を含む)が全体事業費のうち9割程度であることを踏まえ、(ii)敷地売却に係る事業費については、マンション敷地売却事業の総事業費の0.9倍と仮定して推計する。以上を踏まえ、(i)及び(ii)の推計事業費の合計値を、本事業費の総事業費の推計値とする。

② マンション取壊し事業

→本事業の総事業費は、マンション建替却事業における総事業費の0.1倍※とする。

※当該事業においては、マンションの取壊し(除却)を行う。現行制度のマンション建替事業(除却及び新築工事)における建替え前マンションの除却に係る費用(事務費を含む)が全体事業費のうち1割程度であることを踏まえ、本事業の総事業費については、マンション建替事業の総事業費の0.1倍と仮定して推計する。

③ マンション再建事業

→本事業の総事業費は、マンション建替事業における総事業費の0.9倍※とする。

※当該事業においては、マンションの再建(新築工事)を行う。現行制度のマンション建替事業(除却及び新築工事)における建替え後マンションの新築工事に係る費用(事務費を含む)が全体事業費のうち9割程度であることを踏まえ、本事業の総事業費については、マンション建替事業の総事業費の0.9倍と仮定して推計する。

④ 敷地売却事業

→本事業の総事業費は、マンション敷地売却事業における総事業費の0.9倍※とする。

※当該事業においては、敷地の売却を行う^注。現行制度のマンション敷地売却事業(建物と敷地の売却)における建物敷地売却に係る費用(主に区分所有者への分配金の支払い、事務費を含む)が全体事業費のうち9割程度であることを踏まえ、本事業の総事業費については、マンション敷地売却事業の総事業費の0.9倍と仮定して推計する。

注:マンション(建物)は滅失している状態。

⑤ マンション更新事業

→本事業の総事業費は、マンション建替事業における総事業費の0.6倍※とする。

※当該事業においては、マンションの更新(一棟リノベーション)を行う。現行制度のマンション建替事業(除却及び新築工事)における建替え後マンションの新築工事に係る費用(事務費を含む)が全体事業費のうち9割程度である。また、建物更新(一棟リノベーション)工事は、新築に係る費用の7割程度^注である。以上を踏まえ、本事業の総事業費については、マンション建替事業の総事業費の0.6倍($\div 0.9割 \times 0.7割$)と仮定して推計する。

注:一棟リノベーション工事業の事業経験がある事業者からの聞き取りに基づく。

⑥ 一括建替え等事業

→本事業の総事業費は、マンション建替事業における総事業費の3.0倍※とする。

※当該事業においては、団地型マンション(複数等のマンションが存在)において、マンションの建替え等(除却及び新築工事)を行う。マンションの建替に係る事業費については、現行制度のマンション建替事業の総事業費をそのまま採用する(1.0倍)。

また、国交省の調査によると、団地型マンションについては1団地あたり平均400戸と推定され、マンション建替事業の1事業当たりの平均戸数は約140戸(直近5年)である。以上を踏まえて、本事業の総事業費については、マンション建替事業の総事業費の3.0倍($\div 400戸 \div 140戸$)と仮定して推計する。

【国税＜法人税（組合の事業施行に伴う非課税等の特例）＞】

法人税に係る適用額及び減収額の算出にあたっての前提条件

(1) マンション建替事業【分析対象期間: 令和元年度～令和5年度】

件	総事業費（中央値）	【適用額見込み】 予備費（総事業費×0.5%）
1事業あたり	5,200百万円	26.0百万円

【出典】国土交通省から各都道府県・指定都市等へのマンション建替え事業等に係る施行状況調査に基づく

(2) マンション敷地売却事業【分析対象期間: 令和元年度～令和5年度】

件	総事業費（中央値）	【適用額見込み】 予備費（総事業費×0.5%）
1事業あたり	1,500百万円	7.5百万円

【出典】国土交通省から各都道府県・指定都市等へのマンション建替え事業等に係る施行状況調査に基づく

1. 【国税＜法人税（組合の事業施行に伴う非課税等の特例）＞】

マンション建替円滑化法に新設を検討する事業における減収額見込みの検討

■法人税

事業名	参考とする事業 (前提条件参照)	参考とする事業 に対する割合	適用件数 見込み ※1	小計	適用額見込み
① マンション取壊し 敷地売却事業	マンション建替事業 【予備費26百万円】	0.1	1	2.6	9.4 百万円
	マンション敷地売却事業 【予備費8百万円】	0.9		6.8	
② マンション取壊し事業	マンション建替事業 【予備費26百万円】	0.1	1	2.6	2.6 百万円
③ マンション再建事業	マンション建替事業 【予備費26百万円】	0.9	※2	-	-
④ 敷地売却事業	マンション敷地売却事業 【予備費8百万円】	0.9	※2	-	-
⑤ マンション更新事業	マンション建替事業 【予備費26百万円】	0.6	1	15.6	15.6 百万円
⑥ 一括建替え等事業	マンション建替事業 【予備費26百万円】	3.0	※2	-	- 百万円
(適用額見込み) 合計					27.6 百万円

●上記適用額見込みについて、以下の区分に基づき税率を乗じて減収額見込みを推計

事業名	課税所得に応じた区分	税率	小計	減収額見込み
① マンション取壊し 敷地売却事業	8 百万円以下の部分	15%	120	146 万円
	8 百万円超の部分 (=9.4百万 (予備費) - 8 百万)	19%	26	
② マンション取壊し事業	8 百万円以下の部分	15%	39	39 万円
	8 百万円超の部分 (=2.6百万 (予備費) - 8 百万)	19%	-	
③ マンション再建事業	8 百万円以下の部分	15%	-	-
	8 百万円超の部分	19%	-	-
④ 敷地売却事業	8 百万円以下の部分	15%	-	-
	8 百万円超の部分	19%	-	-
⑤ マンション更新事業	8 百万円以下の部分	15%	120	264 万円
	8 百万円超の部分 (=15.6百万 (予備費) - 8 百万)	19%	144	
⑥ 一括建替え等事業	8 百万円以下の部分	15%	-	-
	8 百万円超の部分 (=78百万 (予備費) - 8 百万)	19%	-	- 万円
(減収額見込み) 合計				449 万円

※1 H26年改正法（マンション敷地売却制度の創設）の施行から2年後に、当該事業の組合設立認可が1件生じたことを参考に、①マンション取壊し敷地売却事業、②マンション取壊し事業及び⑤マンション更新事業については、R7年改正法の施行から2年が経過する令和10年度以降に各事業案件（①、②及び⑤）が毎年度1件生じる想定。

※2 ③マンション再建事業、④敷地売却事業及び⑥一括建替え等事業については、マンションが災害等により滅失していることが前提であるため、平年度における適用件数を推計することは困難。

2. 【地方税＜法人住民税・法人事業税・事業所税（組合の事業施行に伴う非課税等の特例）＞】

マンション建替円滑化法に新設を検討する事業における減収額見込みの検討

■法人住民税

	事業名	適用件数 見込み※ 1	税率 (市町村税分 1 %) (都道府県分 6 %)	適用額見込み (法人税の減収額見込みと 同一)	減収額 見込み
①	マンション取壊し敷地売却事業	1	7%	1.5 百万円	10 万円
②	マンション取壊し事業	1	7%	0.4 百万円	3 万円
③	マンション再建事業	※ 2	7%	-	- 万円
④	敷地売却事業	※ 2	7%	-	- 万円
⑤	マンション更新事業	1	7%	2.6 百万円	19 万円
⑥	一括建替え等事業	※ 2	7%	-	- 万円
合計				4 百万円	31 万円

■法人事業税

	事業名	適用件数見込み ※ 1	税率 (外形外法人)	適用額見込み (法人税の適用額見込 みと同一)	減収額 見込み
①	マンション取壊し敷地売却事業	1	7%	9.4 百万円	65 万円
②	マンション取壊し事業	1	7%	2.6 百万円	18 万円
③	マンション再建事業	※ 2	7%	-	- 万円
④	敷地売却事業	※ 2	7%	-	- 万円
⑤	マンション更新事業	1	7%	15.6 百万円	109 万円
⑥	一括建替え等事業	※ 2	7%	-	- 万円
合計				28 百万円	193 万円

【特別法人事業税】

	事業名	適用件数 見込み※ 1	税率 (外形外法人)	適用額見込み (法人事業税の減収額 見込みと同一)	減収額 見込み
①	マンション取壊し敷地売却事業	1	37%	0.7 百万円	24 万円
②	マンション取壊し事業	1	37%	0.2 百万円	7 万円
③	マンション再建事業	※ 2	37%	-	- 万円
④	敷地売却事業	※ 2	37%	-	- 万円
⑤	マンション更新事業	1	37%	1.1 百万円	40 万円
⑥	一括建替え等事業	※ 2	37%	-	- 万円
合計				2 百万円	71 万円

※ 1 及び※ 2 については、前ページに記載

■法人事業税の減収額

		適用額見込み	減収額見込み
法人事業税＋特別法人事業税	合計	29 百万円	3 百万円
初年度			

■法人三税（法人税、法人住民税、法人事業税）の合計

		適用額見込み	減収額見込み
法人三税	合計	62 百万円	7 百万円
平年度			
(内訳)	国税（法人税）	28 百万円	4 百万円
	地方税（法人住民税＋法人事業税）	34 百万円	3 百万円

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		住宅ローン減税(住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除)
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	所得税:外(国12) 個人住民税:外(自動連動)
		② 上記以外の税目	—
3	要望区分等の別		【新設・拡充・延長】 【単独・ <u>主管</u> ・共管】
4	内容		《現行制度の概要》 金融機関等から償還期間 10 年以上の住宅ローンを受けて住宅の新築、取得又は増改築等をした場合に、居住を開始した年から一定期間、住宅ローンの年末残高の一定割合を所得税額等から控除する制度。 借入限度額については、令和4・5年に入居する場合は最大 5,000 万円、令和6年に入居する場合は最大 4,500 万円(子育て世帯・若者夫婦世帯にあっては最大 5,000 万円)、令和7年に入居する場合は最大 4,500 万円とする。 床面積要件については、50 ㎡以上を原則とし、令和6年 12 月 31 日までに建築確認を受けたものに限り、40 ㎡以上とする(合計所得金額 1,000 万円以下の年分に限る。)。 《要望の内容》 令和6年度税制改正大綱(令和5年 12 月 14 日 自由民主党・公明党)において「①子育て世帯等に対する住宅ローン控除の拡充」として示された措置を講じる。 (参考)令和6年度税制改正大綱(令和5年 12 月 14 日 自由民主党・公明党)(抜粋) (1)子育て支援に関する政策税制 (前略)以下の①から③について、「6. 扶養控除等の見直し」と併せて行う子育て支援税制として、令和7年度税制改正において以下の方向性で検討し、結論を得る。ただし、①及び②については、現下の急激な住宅価格の上昇等の状況を踏まえ、令和6年限りの措置として先行的に対応する。 ① 子育て世帯等に対する住宅ローン控除の拡充 子育て世帯及び若者夫婦世帯における借入限度額について、子育て支援の観点からの上乗せを行う。(略)また、(略)新築住宅の床面積要件について合計所得金額 1,000 万円以下の者に限り 40 ㎡に緩和する。 《関係条項》 租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)第 41 条、第 41 条の2、第 41 条の2の2、第 41 条の2の3、第 41 条の3、第 41 条の3の2 租税特別措置法施行令(昭和 32 年政令第 43 号)第 26 条、第 26 条の

		2、第 26 条の3、第 26 条の4 租税特別措置法施行規則(昭和 32 年大蔵省令第 15 号)第 18 条の 21、第 18 条の 22、第 18 条の 23、第 18 条の 23 の2、第 18 条の 23 の 2の2 新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和 2 年法律第 25 号)第6条、第6条の2 新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令(令和 2 年政令第 160 号)第4条、第4条の2 新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則(令和 2 年財務省令第 44 号)第4条、第4条の2 地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)附則第5条の4、第5条の4の2 地方税法施行規則(昭和 29 年総理府令第 23 号)附則第2条の3
5	担当部局	国土交通省住宅局住宅経済・法制課、住宅生産課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期: 令和6年8月 分析対象期間: 令和2年度～令和7年度
7	創設年度及び改正経緯	昭和 61 年度 住宅取得促進税制の創設 昭和 62 年度 拡充 昭和 63 年度 拡充 平成2年度 拡充 平成3年度 拡充 平成4年度 延長 平成5年度 拡充 平成6年度 拡充 平成7年度 延長・縮減 平成9年度 拡充 平成 10 年度 拡充 平成 11 年度 拡充 平成 12 年度 延長 平成 13 年度 拡充 平成 14 年度 拡充 平成 15 年度 拡充 平成 16 年度 延長 平成 17 年度 拡充 平成 19 年度 拡充 平成 20 年度 拡充 平成 21 年度 拡充 平成 25 年度 拡充 平成 27 年度 延長 平成 28 年度 延長 令和元年度 拡充 令和3年度 拡充 令和4年度 拡充 令和6年度 拡充
8	適用又は延長期間	4年間(本要望に係る適用期間は令和7年1月1日～12月31日)

9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 住宅取得者の負担を軽減し、無理のない負担での住宅取得を促進すること(特に、子育て支援の観点から子育て世帯等への支援)及び住宅建設の促進を通じた内需の拡大等に資することに加え、住宅の省エネ性能の向上及び長期優良住宅等の取得の促進とともに、既存の住宅ストックの有効活用及び優良化を図ることにより、居住水準の向上や良質な住宅ストックの形成を図ることを目的とする。 《政策目的の根拠》 ○住生活基本計画(全国計画)(令和3年3月19日閣議決定) ・2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、省エネルギー性能を一層向上しつつ、長寿命でライフサイクルCO2排出量が少ない長期優良住宅ストックやZEHストックを拡充。 ・社会環境の変化等に伴う多様な世代のライフスタイルに応じた居住ニーズの変化、良質な住宅・宅地ストックの形成・流通・管理・更新を考慮しつつ、それぞれの世帯が無理のない負担で良質な住宅を確保できるよう、住宅の供給等及び住宅地の供給を図っていくことが必要。 ・住宅の年収倍率の上昇等を踏まえ、時間に追われる若年世帯・子育て世帯の都心居住ニーズもかなえる住宅取得の推進。 ・駅近等の利便性重視の共働き・子育て世帯等に配慮し、利便性や規模等を総合的にとらえて住宅取得を推進。子どもの人数、生活状況等に応じた柔軟な住替えの推進。 (参考) ○経済財政運営と改革の基本方針(令和6年6月21日閣議決定) ・省エネルギーについては、省エネ設備投資の支援やZEH・ZEB(※)、断熱窓及び高効率給湯器の普及、中小企業の省エネ診断の活用を促す地域金融機関等との連携・支援体制の構築を進める。企業の省エネ取組情報の開示や家庭の省エネ・非化石転換・DR対応を促す制度を検討する。 (※)Net Zero Energy House 及び Net Zero Energy Building の略称。 ○こども大綱(令和5年12月22日閣議決定) ・子育てにやさしい住まいの拡充を目指し、住宅支援を強化する。 ○こども未来戦略(令和5年12月22日閣議決定) ・こどもや子育て世帯の目線に立った「こどもまんなかまちづくり」を加速化させる。 ・子育て支援の現場からも子育て世代の居住環境の改善を求める声があることから、子育てにやさしい住まいの拡充を目指し、住宅支援を強化する。
		② 政策体系における政策目的の位置付け	政策目標1 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進 施策目標1 居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る 施策目標2 住宅の取得・賃貸・管理・修繕が円滑に行われる住宅市場を整備する 政策目標3 地球環境の保全

			施策目標9 地球温暖化防止等の環境の保全を行う						
			政策目標4 水害等災害による被害の軽減 施策目標 11 住宅・市街地の防災性を向上する						
	③ 達成目標 及びその 実現による 寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 ・認定長期優良住宅のストック数 113 万戸（令和元年度）→186 万戸（令和7年度）→約 250 万戸（令和12 年度） ・既存住宅流通及びリフォームの市場規模 12 兆円（平成 30 年）→13 兆円（令和7年）→14 兆円（令和 12 年） ・省エネ基準に適合する住宅ストックの割合 6%（平成 25 年度）→22.9%（令和7年度）→30%（令和 12 年度） ・耐震基準（昭和 56 年基準）が求める耐震性を有しない住宅ストックの比率 13%（平成 30 年）→おおむね解消（令和 12 年）							
		《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本税制措置によって住宅を取得等する者の負担が軽減されることにより、認定長期優良住宅や省エネ基準に適合する住宅などの性能の高い住宅の取得や、既存の住宅ストックの有効活用が促進され、居住水準の向上や省エネ性能や耐久性等に優れた良質な住宅ストックの形成に寄与する。							
10	有効性等	① 適用数	(単位: 件)						
			年度	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7
			適用件数	425,387	423,886	431,338	426,097	427,860	精査中
			新築住宅の購入にあたっては、82.6%が住宅ローンを有し、そのうち92.9%が住宅ローン減税の適用を受けている（受ける予定である）ところ、本制度は幅広く住宅取得者の負担を軽減する役割を果たしていると言える。 ※要件が類似している住宅用家屋の所有権の保存登記・移転登記に係る特例措置（認定長期優良住宅・認定低炭素住宅に係るものを含む。）の適用件数を元に推計（同特例措置の適用件数に、住宅ローン利用者の割合を乗じて算出）。令和7年度は精査中。						
		② 適用額	—						
		③ 減収額	(単位: 億円)						
			年度	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7
			減収額 (所得税)	7,630	7,670	7,710	8,000	8,280	精査中
			減収額 (個人住民税)	1,838	2,023	2,082	2,018	精査中	精査中
			(出典) ・所得税の減収額実績(令和2年度～令和6年度): 財務省「法人税関						

		係以外の租税特別措置の増減収見込額」 ※令和7年度は精査中。 ・個人住民税の減収額実績(令和2年度～令和6年度):総務省「市町村課税状況等の調」 ※令和6・7年度は精査中。										
④	効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況並びに達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 (認定長期優良住宅のストック数) <table><tr><td>年度</td><td>令和2</td><td>令和3</td><td>令和4</td><td>令和5</td></tr><tr><td>認定長期優良住宅 (万戸)</td><td>123</td><td>136</td><td>148</td><td>159</td></tr></table> (国土交通省調べ) (省エネ基準に適合する住宅ストックの割合) 平成 25 年度:6%→令和4年度:18% ※認定長期優良住宅のストック数及び省エネ基準に適合する住宅ストックの割合以外の達成目標は、5年に1度実施される「住宅・土地統計調査」(総務省)により、各数値を把握しており、結果が公表されている直近の調査が平成 30 年調査であるところ、最新の達成状況を把握することが困難。 住宅ローン減税においては、省エネ性能等の高い住宅については、控除の対象となる借入限度額の上乗せ措置を講じているが、特に平成 21 年から上乗せ措置が講じられている認定長期優良住宅については、そのストック数が順調に増加しているとともに、住宅ローン減税の適用件数のうち認定長期優良住宅に係る件数も令和2～5年度の各年において、9万件前後(推計※)で推移し、認定長期優良住宅の認定件数の 7, 8割程度を占めている。現状、本措置のみによる効果の規模を分析することは困難であるものの、同様の目的を有する他の支援制度に比しても総支援額が大きいことから、本措置は上記達成目標の実現に寄与していると考えられる。 加えて、住宅購入者に占める子育て世帯・若者夫婦世帯の割合は7割以上であり、また子育て世帯・若者夫婦世帯はその他の世帯と比べて借入額が大きい傾向にあるところ、住宅ローン減税において、子育て世帯・若者夫婦世帯に対して借入限度額を上乗せすることは、住宅取得の負担を軽減する方策として効果的であると考えられる。 ※認定長期優良住宅の所有権の保存登記に係る特例措置の適用件数を元に推計(同特例措置の適用件数に、住宅ローン利用者の割合を乗じて算出)	年度	令和2	令和3	令和4	令和5	認定長期優良住宅 (万戸)	123	136	148	159
年度	令和2	令和3	令和4	令和5								
認定長期優良住宅 (万戸)	123	136	148	159								
⑤	税収減を是認する理由等	国民一人一人がライフステージに応じた住宅を無理のない負担で安心して選択できる住宅市場を実現することにより、住宅取得を促進するとともに、良質な住宅ストックの形成を図る観点から、政策誘導手段としての税負担の軽減を行うことにより取得に係る負担の軽減を図ることが効果的である。特に、長期優良住宅やZEH水準省エネ住宅などの省エネ性能が高い住宅については、借入限度額の上乗せ措置を講じており、例えば、ZEH水準省エネ住宅を取得し、借入額が 5,190 万円(※1)となるケースでは、借入限度額の上乗せによる総控除額が 58 万円程度変動するが、2050 年カーボンニュートラルの実現に向けて省エネ性能の高い住宅の普及促進を推進していくことが求められている中にあ										

			て、省エネ性能が高い住宅は一般的な住宅に比べて価格が高額となり、取得に係るハードルが高いところ、これを税制措置によって負担軽減を図ることは効果的である。 また、子育て世帯・若者夫婦世帯については、今般の改正により、借入限度額の上乗せ措置を講じることとしており、例えば借入額が4,502万円(※2)となるケースでは、借入限度額の上乗せによる総控除額が45万円程度変動するが、子育て世帯への支援強化の必要性が高まる中であって、子育て世帯等の借入額はその他の世帯と比べて比較的高額となる傾向にあるところ、これを税制措置によって負担軽減を図ることは効果的である。 ※1:住宅生産団体連合会「2022年度戸建注文住宅の顧客実態調査」におけるZEH水準省エネ住宅の購入者の平均。同様に、当該購入者の平均年収(758万円)を用いて、控除額を試算。 ※2:住宅金融支援機構「フラット35利用者調査」における年収600万円前後(500～700万円)の新築住宅購入者の平均。年収を600万円として、省エネ基準適合住宅を購入した場合の控除額を試算。
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	住宅ストックの性能向上を図るにあたり、規制的措施による対応も想定されるところ、一般的に規制的措施は、国民の負担に配慮し、義務付けの基準として合理的な水準としつつ、段階的に引き上げていくことが想定され、早期の住宅ストックの性能向上を図ることは難しい。他方、税制措置及び歳出措置は、住宅を取得等する者の負担を直接的に軽減することで、こうした将来の義務基準への早期の適合を誘導することが可能である。 税制措置と歳出措置を比較すると、基本的に単年度ごとに制度が措置される歳出措置と比べ、税制措置は、要件に適合すればその適用が受けられ、かつ、基本的に複数年措置がなされることから、住宅取得者や事業者の予見可能性が高く、幅広く制度の効果を及ぼせるという政策目的に合致している。 また、幅広く制度の効果を及ぼせるためには、国民、行政双方の持続負担の軽減や、効率的かつ公平な支援の実現の観点からも、確定申告の際に控除の手続も併せて行い税の減免を受けられるという税制措置による仕組みが適当である。 さらに、住宅取得者の8割以上が住宅ローンの借入れを行っていることに加え、住宅購入者に占める子育て世帯・若者夫婦世帯の割合は7割以上であり、また子育て世帯・若者夫婦世帯はその他の世帯と比べて借入額が大きい傾向にあるところ、住宅ローン減税において、子育て世帯・若者夫婦世帯に対して借入限度額を上乗せすることは、住宅取得の負担を軽減する方策として効果的である。 以上より、本政策目的の達成のため、住宅ローン減税という租税特別措置を採ることは妥当性があるといえる。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分	○住宅取得等資金にかかる贈与税の非課税措置 父母や祖父母などの直系尊属から、住宅の新築・取得・増改築のための資金の贈与を受けた場合において、その資金のうち一定の金額につ

		担	いて贈与税を非課税とすることで、親世代や祖父母世代から子・孫世代等への資産移転を促進することを通じて、若年世代を中心とした住宅取得を支援する。 本特例措置により、若年世代を含め広く住宅を取得等する者の負担を軽減し、より性能の高い住宅の取得や、既存の住宅ストックの有効活用を促進し、居住水準の向上や良質な住宅ストックの形成を図ることが必要である。 ○認定住宅等の新築等をした場合の所得税額の特別控除（投資型減税） 個人が認定長期優良住宅、認定低炭素住宅、ZEH 水準省エネ住宅のいずれかを新築等する場合に、必要となる標準的なかり増し費用の10パーセントに相当する金額を、所得税額から控除することで、住宅ローンを組まない場合にも、良質な住宅の取得を支援する。 住宅ローンを組む場合を対象とする本特例措置と、住宅ローンを組まない場合も対象とする投資型減税とを併せて措置することにより、住宅ローンの有無を問わず、年齢層にかかわらず良質な住宅の取得を促進することが必要である。 ○既存住宅の耐震・バリアフリー・省エネ・三世代同居・長期優良住宅化・子育て対応リフォームに係る特例措置（リフォーム税制） 一定の改修工事（耐震・バリアフリー・省エネ・三世代同居・長期優良住宅化・子育て対応）を含む増改築等を行った場合、一定の額を工事年分の所得税額から控除する。 住宅ローンを組んで住宅を取得等する者の負担を軽減する本特例措置と、住宅の質の向上を図るリフォームを行う者の負担を軽減するリフォーム税制を併せて措置することにより、住宅を取得する場合に限らず、また、ローンの有無に関わらず、居住水準の向上や良質な住宅ストックの形成を図ることが必要である。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	本措置は良質な住宅ストックの形成に資するものであり、地方公共団体が政策目的の実現に向けて一定の協力することは相当である。なお個人住民税の減収額は、全額国費で補填することとなっている。
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		関西国際空港土地保有会社の用地整備準備金制度
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	法人税：義
		② 上記以外の税目	
3	内容		《制度の概要》 関西国際空港土地保有会社（以下「土地保有会社」という。）が、関西国際空港の空港用地の整備に要する費用の支出に備えるため、次に掲げる金額のうちいずれか低い金額を準備金として積み立てたときは、所得の計算上、損金の額に算入する。 ① 次に掲げる金額のうちいずれか低い金額 イ 空港用地の取得価額の 10%相当額 ロ 土地保有会社の所得のうち、土地保有会社と新関西国際空港株式会社（以下「新関空会社」という。）の連結所得の 20%相当額を超える金額 ② 空港用地整備債務の額から、前事業年度から繰り越された準備金の額を控除した額 《関係条項》 租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 57 条の 7
4	担当部局		国土交通省航空局航空ネットワーク部近畿圏・中部圏空港課
5	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期：令和 6 年 8 月 分析対象期間：令和元年度～令和 5 年度
6	創設年度及び改正経緯		昭和 59 年度：関西国際空港整備準備金制度の創設 平成 8 年度：積立対象拡充（二期島造成費用を追加） 平成 24 年度：対象を土地保有会社に改正
7	適用期間		空港用地の整備に要した費用に係る債務の返済の完了が予定されている令和 42 年 3 月 31 日まで
8	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 空港用地整備準備金を適切に確保することで、関西国際空港の整備に要した費用に係る債務の早期かつ確実な返済や空港用地整備に係る費用支出への備えを図り、経営の安定化に資することで関西国際空港を国際拠点空港として機能強化を図る。 《政策目的の根拠》 ・関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（平成 23 年法律第 54 号）（抄） （国の責務） 第 4 条 国は、この法律の目的を達成するため、新関西国際空港株式会社、関係地方公共団体その他の関係者との連携及び協力を確保しつつ、関西国際空港の我が国の国際拠点空港としての機能の再生及び強化並びに両空港の適切かつ有効な活用を通じた関西における航空輸送需要の拡大を図るために必要な措置を確実かつ円滑に実施しなければならない。

			2（略） ・第三次国土形成計画（全国計画）（令和5年7月28日閣議決定）（抜粋） コンセッション方式により民間事業者による運営がなされている関西国際空港及び大阪国際空港においては、運営権者により民間の創意工夫を活かした機能強化が図られており、引き続き、大阪・関西万博等に向けた関西国際空港第1ターミナルリノベーション等の機能強化を推進し、関西3空港※における年間発着容量50万回の早期実現を目指す。 ※関西国際空港、大阪国際空港、神戸空港 ・観光立国基本計画（令和5年3月31日閣議決定） 令和7年及びその後を見据えて、航空需要の回復及び増加に的確に対応するため、空港の機能強化等に取り組む。関西空港については、運営権者である関西エアポート株式会社や設置管理者である新関西国際空港株式会社等と連携し、第1ターミナル改修等の機能強化を推進し、関西3空港における年間発着容量50万回の実現を目指す。 ・第2次交通政策基本計画（令和3年5月28日閣議決定） 基本的方針B. 我が国の経済成長を支える、高機能で生産性の高い交通ネットワーク・システムへの強化 目標① 人・モノの流動の拡大に必要な交通インフラ・サービスの拡充・強化（趣旨）我が国の成長に不可欠の前提条件として、航空交通・海上交通・陸上交通のインフラやサービスを強化する。（施策）【航空】（抜粋）○関西国際空港の機能強化を図る。 ・総合物流施策大綱（2021～2025年度）（令和3年6月15日閣議決定） 新型コロナウイルス感染症の流行により、国際航空物流の重要性が改めて認識される中、航空物流の拠点である空港の機能強化に向けて、国際拠点空港である関西国際空港の機能強化を推進する。
	②	政策体系における政策目的の位置付け	政策目標VI 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化 施策目標24 航空交通ネットワークを強化する
	③	達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 関西国際空港の空港用地の維持管理という土地保有会社の行う事業の公共性等に鑑み、財務体質の健全化を通じて、その適切な業務運営の確保を図る。 具体的には、1,766億円（令和5年度末現在）の債務残高（新関西空港会社借入れ分を除く。）を、令和10年度末に1,009億円にすることを目標として毎年着実に減少させていく。 最終的には令和42年3月31日までに、空港用地の整備に要した費用に係る債務の確実な返済を図り、債務残高を0とする。

			《当該目標の測定指標》 土地保有会社の債務残高 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 毎年度、法人税に係る所得金額の一定額を損金算入することで、土地保有会社における法人税の課税がされず、将来の整備支出の需要に備えるとともに、空港用地の整備に要した費用に係る債務の確実な返済を可能にする。 具体的には、ここ5年間、毎年度約 130 億円の損金算入が認められたことも寄与し、債務残高を5年間で約 1200 億円減らすことができた。 本措置により、着実に債務の償還を行うことで、土地保有会社の経営の安定性及び空港の運営基盤の確保により、関西国際空港を首都圏空港と並ぶ国際拠点空港として再生・強化することが可能となる。
9	有効性等	① 適用数	令和元年度: 1 件 令和2年度: 1 件 令和3年度: 1 件 令和4年度: 1 件 令和5年度: 1 件 本税制の対象となる土地保有会社は1社であることから、適用件数が毎年1件であることをもって適用数が僅少であるということにはならない。
		② 適用額	令和元年度: 129.0 億円 令和2年度: 130.6 億円 令和3年度: 140.9 億円 令和4年度: 133.8 億円 令和5年度: 125.7 億円 (出典元) 土地保有会社 決算情報 http://www.kiac.co.jp/company/ir/fin/index.html
		③ 減収額	・過去の実績 令和元年度: 29.9 億円 (損金算入額 129.0 億円 × 法人税率 23.2% = 29.9 億円) 令和2年度: 30.3 億円 (損金算入額 130.6 億円 × 法人税率 23.2% = 30.3 億円) 令和3年度: 32.7 億円 (損金算入額 140.9 億円 × 法人税率 23.2% = 32.7 億円) 令和4年度: 31.0 億円 (損金算入額 133.8 億円 × 法人税率 23.2% = 31.0 億円) 令和5年度: 29.2 億円 (損金算入額 125.7 億円 × 法人税率 23.2% = 29.2 億円) 算出根拠: 損金算入額 × 法人税率 (23.2%) 損金算入額根拠: http://www.kiac.co.jp/company/ir/fin/index.html ・将来推計 損金算入額については毎年度提出することになっている事業計画より記載、税率については変更がないと仮定。 令和6年度: 28.7 億円 (損金算入額 123.8 億円 × 法人税率 23.2% = 28.7 億円) 令和7年度: 28.7 億円 (損金算入額 123.8 億円 × 法人税率 23.2% = 28.7 億円)

			令和8年度:28.7 億円 (損金算入額 123.8 億円×法人税率 23.2%＝28.7 億円) 令和9年度:28.7 億円 (損金算入額 123.8 億円×法人税率 23.2%＝28.7 億円) 令和10年度:28.7 億円 (損金算入額 123.8 億円×法人税率 23.2%＝28.7 億円) 算出根拠:損金算入額×法人税率(23.2%) 損金算入額根拠:令和6年度においては、土地保有会社事業計画より記載、以降の年度は令和6年度から変更がないと仮定 法人税率根拠:現在の税率に変更がないと仮定
		④ 効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 令和元年度から令和5年度末までに約 660 億円の法人税における損金算入を受け、法人税の課税がされておらず、これを返済原資の一部として債務の償還を行ってきたところである。各年度の債務残高は、下記の通り。 土地保有会社の債務残高(新関空会社借入れ分を除く) 令和元年度:3,052 億円 令和2年度:2,528 億円 令和3年度:1,964 億円 令和4年度:1,859 億円 令和5年度:1,766 億円 (出典元)土地保有会社 決算情報 http://www.kiac.co.jp/company/ir/fin/index.html 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 令和元年度から令和5年度末までに約 660 億円の法人税における損金算入を受け、法人税の課税がされておらず、これを返済原資の一部として債務の償還を行ってきたところである。(令和元年度債務残高 3,052 億円→令和5年度末債務残高 1,766 億円) 令和41年度までに債務の完済を予定しているところ、もし、本措置が延長されなかった場合、債務の返済に回せる額が少なくなることにより、土地保有会社の財務体質の健全化及び安定的な運営が難しくなり、当該目標の達成が困難となる。
		⑤ 税収減を是認する理由等	本措置により、令和元年度から令和5年度末までに約 660 億円の法人税における損金算入を受け、法人税の課税がされておらず、これを返済原資の一部として債務の償還を行ってきたところである。(令和元年度債務残高 3,052 億円→令和5年度末債務残高 1,766 億円) これによって、土地保有会社の財務体質の健全化が図られている。
10	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	将来の整備支出の需要に備えるとともに、空港用地の整備に要した費用に係る債務の確実な返済のため、空港用地の取得価額の 10% 相当額又は土地保有会社の所得のうち、土地保有会社と新関空会社の連結所得の 20%相当額を超える金額を損金算入し、土地保有会社における法人税の課税がされないことで、適正な法人税負担とされ、安定的な運営を確保することができるため、本措置は妥当である。 なお、土地保有会社の所得は用地整備準備金として積み立てなければならない旨省令に規定されているなど、一般の営利企業とは明らかにその性質が異なることから、本措置が講じられているものであり、補助金等の他の政策手段によって措置することは適当ではない。

		②	他の支援措置や義務付け等との役割分担	同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付け等は存在しない。
		③	地方公共団体が協力する相当性	地方税に関係しない。
11	有識者の見解			—
12	評価結果の反映の方向性			前回の事後評価時の政策目的である、「関西国際空港を首都圏空港と並ぶ国際拠点空港として再生・強化」については、債務残高0の達成目標が達成されておらず、引き続き取組が必要である。 本措置は、空港用地の整備に要した費用に係る債務を早期かつ確実に返済しつつ、将来の空港機能の再生・強化のための整備支出に備えることを可能にし、関西国際空港が国際拠点空港として発展するために不可欠なものであるから、引き続き存続すべき制度である。
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期			令和元年8月